

原子力規制委員会と
有識者との意見交換会

原子力規制庁

原子力規制委員会

原子力規制委員会と有識者との意見交換会 議事録

1. 日時

平成25年9月30日（月）15：34～18：10

2. 場所

六本木ファーストビル内 原子力規制庁13階A会議室

3. 出席者

浅岡 美恵 NPO法人気候ネットワーク 代表

北澤 宏一 東京都市大学学長 福島原発事故検証委員会元委員長

野村 修也 中央大学法科大学院教授 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会元委員

畑村 洋太郎 東京大学名誉教授 東京電力福島原子力発電所における事故調査検証委員会元委員長

船橋 洋一 一般財団法人日本再建イニシアチブ 理事長

柳田 邦男 作家・評論家

原子力規制委員会

田中 俊一 委員長

大島 賢三 委員

原子力規制庁

池田 克彦 長官

佐藤 暁 政策評価・広聴広報課長

山田 知穂 技術基盤課長

金子 修一 原子力防災課長

4. 配付資料

原子力規制委員会と有識者との意見交換会の座席表

原子力規制委員会のこの1年の取組をふり返って ～安全神話との決別～

参考2 発足から1年にあたって （田中俊一委員長資料）

参考3 原子力規制委員会有識者会合発言（提言）要旨（柳田様資料）

参考4 原子力規制委員会この1年の取組を振り返って 安全神話との決別へ（浅岡様資料）

参考5 原子力規制委員会この1年の取組を振り返って～安全神話との決別から1年～（畑村様資料）

5. 議事録

○池田長官 ただいまより、原子力規制委員会と有識者との意見交換会を始めさせていただきたいと思えます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます原子力規制庁の池田でございます。

本日の会合は、原子力規制委員会が昨年9月11日に発足しておりますので、発足から一年を経過したことになります。これを機に、委員会の主な取組について御紹介し、また幅広い分野の有識者の方々に、その取組に対し御意見をいただくために開催したところでございます。

有識者の皆様方には、大変御多忙のところ、お時間をとっていただき大変ありがとうございます。

それでは、本日の出席者の方々を御紹介させていただきます。

まず、NPO法人気候ネットワーク代表、浅岡美恵さん。

東京都市大学学長、福島原発事故検証委員会元委員長、北澤宏一さん。

中央大学法科大学院教授、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会元委員、野村修也さん。

東京大学名誉教授、東京電力福島原子力発電所における事故調査検証委員会元委員長、畑村洋太郎さん。

一般財団法人日本再建イニシアチブ理事長、船橋洋一さん。

作家・評論家、柳田邦男さん。

以上でございます。

それでは、早速始めさせていただきたいと思えます。

最初に、規制委員会委員長の田中から御説明を申し上げます。

それでは、委員長よろしく願いいたします。

○田中委員長 田中でございます。座らせて、御挨拶を含めてやらせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい皆様にも、規制委員会の御意見を聴く会においでいただき、誠にありがとうございます。

昨年9月19日、原子力規制委員会の発足に当たり「我が国の原子力安全規制行政の歴史を開く日である」と申し上げ、原子力安全への信頼回復を掲げて暗中模索の中でスタートし、一年経ちました。

私どもに付託された課題は、いずれも極めて困難なものであり、原子力規制委員や規制庁職員だけでは、なし得ないことばかりでした。

その中で、多くの外部有識者、専門家の皆様の協力を得て、懸命の努力を重ねてまいりました。一年経ちまして、原子力発電所の新規制基準、あるいは原子力防災指針もまとまり、適合性審査も始まりました。ようやく、原子力規制委員会、原子力規制庁の姿が明確になりつつあるという実感を抱いています。

この間の、各委員と規制庁職員の頑張りには、正直、本当に頭の下がる思いですが、発足から一年というこのタイミングで、少し立ちどまって、もう一度、規制委員会の原点を確認すべきではないかと考えた次第です。

本日は、様々な立場で東京電力福島原子力発電所の事故調査に携わり、事故を踏まえた教訓を発信されてきた先生方、それに、浅岡先生においでいただきました。

浅岡先生、船橋先生、柳田先生には、昨年11月に、発足間もない私どもの取組についての多くの助言をいただきました。

以来、10カ月たちましたが、私どもの取組も、相当具体的に進んでまいりました。本日は、そうした様子も含めまして、率直な御意見をいただければ幸いです。

本日の時間も限られていますが、できるだけ多くの御意見をいただきたいと思っております。

その前に、私のほうから規制委員会の取組の概要を簡潔に報告させていただき、その後で、皆様からコメントを頂戴するという進めさせていただきたいと思っております。

議論の中身は、二つに分けて、規制委員会の組織と規制のあり方。それから、2番目として福島のこれからの二つのパートに分け、パートごとに、皆様から御意見を頂戴することができればというふうな思っております。これから御説明する資料も、大きく二つに分けて整理させていただいております。

まずその二つのパートに入る前に、ちょっと御説明しておきたいんですが、原子力規制委員会の組織ですが、一年前発足のときには、原子力利用の安全に関する業務を担うことでスタートしましたが、この4月には、文部科学省から、保障措置やモニタリング、放射線障害防止などの業務も移管されました。この結果、いわゆるスリーエス：3S（Safety、Security、Safeguards）を一元的に所掌することになりました。所掌の移管に伴いまして、現在、職員数も500人強になっています。

また、これまで技術支援機関として連携してきましたJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）、原子力安全基盤機構の統合も予定されておりまして、原子力規制委員会・規制庁は、近いうちに1,000名規模の機関になるということが予定されております。

ここに掲げましたのは、これは、この一年間の主要な課題として私どもが取り組んできたもの4項目でございます。

本日は、この4つの課題を、初めの二つ、後の二つに分けて御意見をいただきたいと思っております。まず初めの分野としては組織規制のあり方ですが、ここは安全文化、それから新しい規制基準、更に原子力災害対策等について、御説明させていただきます。

最初の基本理念と安全文化についてですが、これにつきましては、各事故調の報告でも、いくつも御指摘され、安全文化についての重要性については、私どもも大変強く認識しておりまして、それについては、私どもの一種の憲法とも言うべきものとして議論させていただいて、今、そういう取組を行っていますので、それについて御説明させていただきます。

規制委員会は、委員会の理念、目標、使命として、「原子力の確かな規制を通じて、人と環境を守る」ということを掲げています。この理念を実現するために、活動の原則として、ここにありますように、5つの活動原則を掲げました。

この活動原則は、実効性のあるものとするため、規制委員と規制庁の各階層から選ばれた職員と何度も議論してまとめ上げたものです。どこからか持ってきたというものではございません。

この活動原則というのは、往々にして、一旦決めてしまうと、それで満足してしまうということで、形骸化しがちですけれども、一人一人の職員が、この行動原則に沿って活動できる、活動しやすい環境を作ることが、私を含めた規制委員の役割であると認識し、努力してまいりました。

例えば、3番目の透明で開かれた組織という点では、委員会の活動は原則として全て公開で行っています。本日もそういうことで、こういう形で公開させていただいています。

週に1回の定例の委員会をはじめとして、日々行われている基準等の検討会やワーキンググループ、破砕帯調査の有識者会合、現在進行中の適合性審査の会合など、核物質防護上の問題がある会合を除いて原則全て公開にしております。

公開と申しますのは、会議資料、議事録の公開、メディア・一般の方の傍聴、規制委員会のオフィシャルチャンネルからインターネットで会合の様子を全てライブ中継するというような意味であります。

以前は、事業者と規制行政の担当者が公開で議論を闘わせるという光景は考えられないものでしたが、この一年、公開を徹底することで透明度は相当高まってきましたし、規制委員会の活動は公開することがごく当たり前のことになりつつあると思っております。

このほかにも、情報発信に力を入れ、皆さんの声に率直に答える観点から、私が週に1回、それから報道官が週に2回、合わせて3回のメディア会見も行っております。

透明性や独立性の面で申し上げますと、この一年で明らかな変化、向上が見られます。しかし、それは組織やシステムが変化したことによる表面上の変化の域を出ていないということも、そういった、そしりも否定できないところがあります。

私としては、目指すべきは変化を安全文化として醸成し、しっかりと根づかせることであると思いますが、この目標を達成することは、そう容易なことではありません。

安全文化に関しては、それぞれの事故調査委員会でも分析され、指摘されています。例えば、国会では逆転現象が起き、「規制当局は、電気事業者の“虜”になっていた」という指摘があります。政府事故調では、「あり得ないことが起こる。あり得ないと思うことも起こる。思いつきもしない現象も起こり得る」という考えに立つべきであるという指摘もあります。

民間事故調では、安全政治の仕組みが形骸化して、張り子の虎状態であった。重要なキーワードとなるのは安全神話である。安全神話によって安全性を向上させるという活動が止まってしまったというように指摘されています。

私どもは新規制基準の策定に当たりましては、これらの指摘を踏まえどんな技術にもリスクはある、「事故は当然、起こり得る」という前提、言いかえると深層防護の考え方を採用しました。

同時に私たちがこだわったのは、安全目標の設定です。

我が国では、リスクゼロを求める世の中で原子力の安全性についての異論を排除し、結果的に安全神話の世界を作り出していました。この考えを払拭する具体的な取組の一つが、安全目標の設定で、この目標は新たな規制の中で採用していますし、これ自体がバックフィットの合理性の背景にもなっていると考えています。

こうした私どもの取組について、厳し過ぎるとか非科学的という、そしりも少なからず聞かれますが、実は、深層防護あるいは安全目標という導入は、国際的には常識になっておりまして、ようやく、我が国もその常識に近づいたということが言えるのではないかと考えております。

次に、7月に発効しました原子力発電所の新規制基準について、簡単に御紹介させていただきます。

この図は、真ん中が今回、福島で起こりました事故のシーケンスを表しております。左と右の吹き出しが、この事故から学ぶべきことの概略をまとめたものであります。電源喪失、あるいはプラントの制御機能の喪失等がありました。地震・津波への対処が不十分でした。そういったことをここに整理したものであります。

これは、今般、規制基準策定に当たっての考え方を整理したものでございます。

詳しい説明は省きますが、基準の要求は性能要求であるということを付言したいと思います。例えば、フィルターベントについてよく議論されますが、フィルターベントは格納容器を保護し、環境へ

の放射能放出を低減するための一つの手段であります。

したがって、これと同等以上の性能が認められるのであれば、他の方法を提案するという事は、私どもとしては排除しておりません。

規制さえクリアできればよいのだという考え方がありますが、この考え方は基本的に誤りであるということを申し上げたいと思います。規制とはミニマムを要求しているのであり、事業者がそれを上回る対策を迫及する義務があるというのが、私どもが規制を性能要求としている本当の心です。

次は、少し細かいのですが、いわゆる新規制基準の主な要求事項を、大体、指針に基づいて並べたものですが、細かいので省かせていただきますが、まず共通原因による安全機能の一斉機能喪失防止、いわゆるシビアアクシデントの防止をまず大きく掲げています。

また、シビアアクシデントが仮におこった場合でも、それをきちっとマネージできる手段というのを要求しています。そのほか、テロとか航空機衝突への対応といったことも要求しているわけがございます。

原子炉等の重要施設の直下には活断層が存在することを想定しないというのが、以前からの規制の考え方ですが、実はこの考え方が、やや形骸化したところがあります。新しい基準では、このことを明確に規定しております。

また、原子力規制委員会の発足する前に問題提起がなされた6つの原発サイトについては、破碎帯が活動性のある、いわゆる活断層であるかどうかの調査を、島崎委員が中心となって、関連4学会から御推薦していただきました専門家の協力を得て、進めてまいりました。

この進め方については、様々な御意見がありますけれども、科学を基本とする、それ以外の要素を排除して判断するという規制委員会の基本的な立場に基づいて、客観的な調査を進めているところでございます。

福島第一原発事故は、自然現象を過小評価したことが最大の原因ですから、「自然の声に素直に耳を傾ける」という島崎委員のおっしゃった、私は名言だと思いますが、これを基本に今後の調査・審査を進めていくことが大事であると考えています。

ここに、新規制の声明として「コンティニュアス インプループメント（Continuous Improvement）を担保するバックフィット規制」というのを書かせていただきました。新しい規制の最大の特徴は、バックフィット規制が導入されたことです。

国際的には、いわゆるContinuous Improvementが常識になっていますが、バックフィット制度が導入されて、ようやく、その意味が我が国においても、意味を持つようになったということ。この点についても、我が国がようやく国際社会の一員になれる道が開かれたということになるかと思います。

次に、パート I の3番目、原子力災害対策について、簡単に御紹介します。

原子力災害時の対応は政府が一体となって行うことが基本であります。原子力規制庁の一部の職員は内閣官房職員との併任となって、原子力防災についての連携を図れるようになっていきます。

ここで一言申し上げたいんですが、原子力災害対策に関して、規制委員会が受け持っている業務は原子力防災指針の策定までです。実際の防災避難計画は、立地市町村が、この指針をベースに策定するということになっています。

この意味は、各地域にはそれぞれの特性があって、住民の安全に一義的な責任のある自治体が防災避難計画を策定することが最も適当であるという考え方に基ついているものであります。

これは、東京電力福島第一原発事故における住民避難に関する教訓を整理したものです。

新しい防災指針は、これらの教訓を踏まえて策定したもので、以下、教訓を踏まえてどのように防災指針の改定を行ったか、概略を御説明させていただきます。

まず、今回の事故では、いわゆる避難すべき地域が想定よりも大きく拡大しました。これを踏まえて、新指針では、原発からおおむね5キロ圏の圏内をPAZ（予防的防護を処置する準備区域）。それから、この地域では、緊急時には放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行うこととし、その外側のおおむね半径30キロの圏内をUPZ（緊急時、防護処置を準備する区域）として、段階的に防護処置を行えるような体系としてあります。

次に、避難指示の混乱を避けるため、避難実施の判断基準を明確にさせていただきました。

新指針では、外部事象あるいは原子力施設の状態等に基ついて、緊急事態区分を3段階に分けて、防護措置実施の判断基準とするようになっています。

放射性物質の施設外の放出前の段階から、原子力施設の周辺の住民等に対する予防的な防護処置を実施する手順を明らかにし、各地域において一時集合場所への移動と、そこからのまとまった避難などが円滑に準備できるように、各自治体には、そういった計画となるように、こちらから指導しているところでございます。

さらに、今回の事故でのもう一つの問題・課題が、モニタリングが不備であった。いわゆるオフサイトセンターが機能不全に陥って、モニタリングとそれに基づく避難指示が大混乱してしまったというところがあります。このため、今回は、モニタリングとモニタリングデータに基づく的確な判断ができるように工夫しています。いわゆる住民の防護措置の判断にモニタリングを活用するために、早い段階からモニタリング体制を立ち上げて、国の主導でモニタリングを実施することにしています。

特に、いろんな災害を考えまして、学校などに携帯型の放射線測定器を配備して、普段から放射線測定に習熟すると同時に、緊急時には、最悪の場合、現場で測定して住民の避難等に活用できるよう

な取組も進めることにしています。こういったことを進めるに当たっては、自治体の財政支援等によるモニタリング実施体制の強化ということにも心を配っているところでございます。

それから、もう一つの今回の問題は、安定ヨウ素剤の服用の問題です。

政府事故調でも指摘されているとおり、安定ヨウ素剤の服用については、今回の事故では大変な混乱が生まれました。このため、いわゆる先ほど申し上げましたPAZとUPZという新しい原子力災害対策の重点区域の導入及びいわゆる緊急事態というEAL（緊急時活動レベル）という防護措置実施の基準の導入を踏まえて、5キロ圏内については住民に安定ヨウ素剤を事前に配布することとし、安定ヨウ素剤の服用については全て原子力規制委員会が必要性を判断し、この判断に基づいて、国の防災本部及び地方公共団体が、住民に服用を指示するというふうな体制をとらせていただいております。

原子力防災は、各地域の状況に応じた計画が最も重要になります。去る9月3日に、政府の原子力防災会議が開催されて、そこでは、内閣を中心に関係省庁を挙げて、自治体が作成する地域防災計画や避難計画の充実化に向けた支援を行うことが決定されました。原子力規制委員会としても、技術的、専門的事項について、しっかり支援していきたいと思っております。

以上がパート I についての説明でございます。

それでは議論をお願いします。

○池田長官 それでは、これから5時くらいまでの間、おおむね1時間でございますけれども、有識者の皆様から御意見を賜ればというふうに思います。

有識者の皆様におかれましては、ただいまの説明、あるいは、それ以外でも委員会に対していろいろな御意見をお持ちかと思っております。

時間も限られておりますので、一つ簡潔に御発言いただければ、ありがたいというふうに思っております。

いかがでございましょうか。それでは、順次、浅岡さんから御発言いただくということで、よろしいでしょうか。

○浅岡美恵氏 私が、冒頭が適切かどうか疑問ではありますけれども、あいうえお順に並んでいるものですから、失礼いたします。

私は、原子力そのものの専門でもございませぬし、事故調査に直接かかわったということもありませんので、国民の立場から、規制委員会のお仕事に対して感ずるところを申し上げさせていただくと、そんなところでございます。

大変御苦労されていることは、よくよく想像もつきますし、一々承知するところでありますけれども、その責務が、最初に委員長もおっしゃいましたように、余りに重いものであるがために、国民の

立場からの厳しい視線というものは今後も継続するであろうと、そういう思いを持っていただければと思います。

私も、簡単なメモを書いてお送りしておきましたけれども、これを申し上げていると時間もありませんので、ここで申し上げられればと思うことをいたしますと、一つは大変御尽力いただいているんですけども、これまでの経過、社会経済そのものは継続しておりますし、組織的にも一から、ゼロから出発というわけでもありませんので、どうしてもいろんなものを引きずって来られる。これは仕方のないことでありますし、時間も限られていることでありますし、だんだん充実してきているとは思いますが、人的にも大変足りないというのも、これは現実だろうと思います。

そういう中で、非常に重点化を図りながらやらなければならないということは、理解するのですが、短期的な取組で、どうしても目先のことが大事、やらなければならないということですが、それを長期的な視点の中で位置づけながら、やり直しにならないような取組ということが、非常に重要な点だろうと思います。

それは前置きのところでありますけれども、一つは、この委員会としての独立性という点は本当に重要な要素でありますので、これを、法的には、かなり担保された仕組みになったと思いますし、大変意欲を持ってやってくださっていることもそうだろうと、こう思うのですが、一番、我々の目から見ますと心配いたしますのは、人的な意味で、技術的な意味での独立性と言いましょか。かかわる人たちも従前からのかかわりの中で、専門委員の方もそういう方が多いでしょうし、なかなか外部から人を入れるということも難しいでしょう。従前、規制が事業者の“虜”になってきたというのも、技術的な、そういう意味での従属性というものがなかなか避けがたいということがあったと思います。

今も、この点は大変懸念される点であり、今後とも、そうではないかと思っております。新たに合併されようというところの方々と、どうやってそれを、実質、独立性を担保するのかということも大変重要なことではないかと思っておりますし、委員長がおっしゃっておられるように、若手を、本当に意欲的に、意識的に育成していくということが、時間がかかりますけれども急がれることでもあると、まさに、そのとおりだと思ひまして、技術的な独立性をいかに担保するか。非常に重要な視点だということを、申し上げたいと思っております。

説明責任のところは、先ほどもお話がありましたように、また別の機会に、関係あれば申し上げたいと思ひますが、その説明に関しまして、規制委員会に批判も、ときに、メディア等で私どもも拝見いたします。

これは第三者的に見ますと、どちらが正しいのかわからないと言えば、わからないように見えます

けれども、事業者の方が、そうではないと言い、規制庁はこうだと言っているということではなくて、やはりこの基本原則で、大きく、福島事故後、安全性の立証が、事業者側でしっかりできなければならぬ。疑いがあるときには、それは、安全に懸念があるときにはゴーにはならないんだという、大きな基本原則を持って対応するという、その原則に立ち返った御説明をしていただくということも、事業者側の安全文化の浸透には、まだまだ必要なことなのではないかと感じているところであります。

規制基準の中身につきまして、先ほど少しお話いただきましたが、2点だけ申し上げたいと思うのですけれども、安全基準と言わず、規制基準とおっしゃっている趣旨は、とてもよく理解できますけれども、それは最低基準であるという、法律的にもそのように、司法の場では、原則は理解いたしますけれども、原子力技術のような問題は、なかなか他に代替するものがないものですから、規制委員会でクリアしたと言え、それを司法的にクリアすることは、ほぼ難しいのが、多分現実だろうと思えます。そういう意味で事実上は安全基準になってしまう。そういう意味での、逆の厳しさと言いましようか、事業者にはミニマムだと言っておくことは、とてもいいことだと思いますけれども、そういう側面を申し上げておきたいと思えます。

もう一つは、いくつか階層にわけまして、こういう対策をとりましたというふうにおっしゃっていただいています。確かに、現実の対策としては、そういう対応策になるのかもしれませんが。こういうことが起こるから、これは起こらないようにしようと。

しかし、事故の経験を多くしてまいりますと、事故というのは、同じ事故が起こるということは、それは誠に愚かなことですが、似ているもの、似ていないもの、いろいろなことが起こる。本当に、今までないプロセスで起こる。でも、原子力につきまして、起こること、起こった結果というのは、今回の福島事故で見られるようなことになってしまうのだと。起こってしまった現象というもの、15万人もの方々が避難を余儀なくされ帰ることができない、生活基盤を失う。この状況を、チェルノブイリを見れば、もう30年も、今後も続くと、これが事故なんだと。

これを起こさないためにどうするのかという視点というのを、今回の規制の対象、規制内容という中には少し欠けているのではないかと。これは2ページの下のところでありますけれども、その観点から言いますと、この立地。従前の基準の中の立地審査基準に合った考え方。これに対するお答えは、これからしていかなければいけないのではないかと。日本で隔離要件を厳しくしたときの立地場所がないのではないかと。それは事実であります。じゃあ、これに対してどう考えるのかということ、正面から国民的に議論する必要があるのではないかと。

新設につきましては、そこを厳しく議論されたいと思うのですけれども、現実にあるものにつきまして、もし稼働させるとしたときには、本当にその事故の避難ができるのか。先ほども御説明の

中で防災計画につきまして、防災指針、指針を出して後はお任せだと、こういうことがありましたけれども、再稼働できるかどうかという点は、その指針の趣旨に、性能的に担保できるような計画が立ち得るものなのかどうかということを含めた審査ができるものでなければ、これは安全審査をしたということにならないのではないかとということです。

長くなりますので、最後に3ページの1点だけ申し上げますけれども、規制委員会の原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の法律も、基準以下の設置法（原子力規制委員会設置法）も、十分整備できているというわけではない中で、規制委員会としては、自分のできること、すべきことはここまでだというふうにお考えになるのではなくて、設置法の基本の枠組みの中で、でき得るもの、すべきことというものを、広くお考えいただき、最終的には安全をいかに確保するのかというために必要だと。

法整備が不十分であれば、更に政省令等を準備していかれる、規則等を補充していかれるということもあるでしょうし、実現に財政が伴わないというようなことであれば、そういうことで、それを要求なさるといようなことを中心に、そういう視点でやっていただきまして、これを断片的に切り取りまして、ここをすればいいのだと。最終的には、どこかが判断するのだと。そういう要素も、政治・政府そのものでしなきゃいけないこともあるとは、思いますけれども、我が担当の部分はここだけであるというふうにしてきた、こういう分断してきた責任体制が今回の事故を招いた。これが設置法で一元的な処理をしていけるようにという目標でもあったと思いますので、そういう観点から見ていただければと思うことであります。

最後に、4項に書いておりますのは、規制委員会のホームページを拝見いたしましたけれども、例えば、原子炉等規制法というのを、きれいな形で読み取れるような法律が、本当にどこにも探せない。一般でも探せない。本当に大変難しい。

法律が、ここのホームページの組織のところに入ってございまして、それも設置法の附則の中で、とても細かいものがそのままである。これらをもっと見やすい形で、そして旧制度との関係がどうなっているのかというようなことをわかるようにしていただくと、どこが改善したのかと。今後何が課題かということも見えやすくなるのではないかと思います次第でございます。

少し長くなりまして、失礼いたします。

○池田長官 ありがとうございます。

○柳田邦男氏

お話になっていることを、パワーポイントで示してくださるのはいいんですけど、字が細かくて全く読めなくて、かえって混乱するんです。

そういう資料を、もし、プリントして配ってくださるなら、非常に話を聴いて聴きやすいわけですが、けれど。

○池田長官 お手元にお配りしているかと思しますので。確認を。

○柳田邦男氏 配られてなかったんです。

○池田長官 そうですか、失礼しました。どうも、大変失礼しました。

委員長、何かございますか。

○田中委員長 一通り皆様の御意見をお伺いしてから、また議論をさせていただきたいと思います。

○池田長官 わかりました。

それでは、北澤先生、よろしく願いいたします。

○北澤宏一氏 先ほど、田中委員長のお話で、やっと国際レベルの安全基準に近づくことができたということと言われた。

この言葉は、私どもも事故調査をしていて、日本は何で国際レベルからこんなにかげ離れてしまっているのかということ非常に強く感じておりましたので、この点は、田中委員長は非常に頑張って来られたんだというふうに感心して聴いておりました。

しかしながら、あえて、日本はやはり世界に比べると数十倍も、しかも大きな地震の多いところですから、国際レベルではまだ足りない、あえて申し上げたいというふうに、思う次第であります。しかも、この原発の安全規制というのは、安全が1かゼロかという、そういう判断をこの規制委員会にしているわけではないということは、常に、政治家を含めて皆さんに強く言っていただきたいというふうに思うわけであります。

そうしないと、すぐに、規制委員会が安全と認めたものは稼働するといったような、そういう言葉になってしまうだろうという、この点は、今後も、規制委員会が安全と言ったんだというふうに物事が世の中でなっていくことに、非常に危惧を覚えます。

つまり、規制委員会が、規制の基準を通ったんだということを言っているんだということを、はっきりさせていただきたいということは思いました。

それから、もう1点、これは事故の原因そのものに関わる問題なんですけれども、この規制委員会のいろいろな議論が透明にされるようになったということは、これは本質的な進展だというふうに思います。これは非常にいいことだというふうに思うんですけれども、そういう中で、我々の民間事故調でいろいろ調べていた中で、4号炉の危険。つまり、使用済燃料を大量に蓄えるという、そのことが非常に危険であったということについての議論が足りないのではないかとことを思うわけでありませぬ。

つまり、田中委員長のお話では、その防護対策をしっかりとやるというふうに言われたんですけども、本来、使用済燃料を原子炉建屋の中に、大量に蓄えてしまうということ自身が、もう非常に危険を増幅しているという、そういうことがあるということが、事故の中でわかったわけでありまして、その点は、是非努力していただきたいということを感じました。

そして、あの事故のときに、ベントしなきゃならない、注水しなきゃならないと言って、なるほど、そういうものなんだなというふうに一般の国民は感じたわけでありましてけれども、ところが、いつまでも、ベントもできない、注水もできないといって、もたもたしている。原子炉って、何で、そんな簡単にベントができなくて、簡単に注水ができないっていう、そんな設計構造になっているのかというのは、これは国民の素朴な疑問であったわけですけども、それにまだきちんと答えておられないっていうふうに感じているところがあります。

つまり、このベントや注水がなかなかできなくて、それで、その原子炉が暴走していってしまうというようなことを、抑えられる、その自信を、この規制委員会というのは、ちゃんとそれだけの自信はありますということを、ちゃんと国民に言っていただきたいというのが、私の一般国民サイドに立ったときの感想であります。

それで、最後に、これは後で申し上げたほうがいいのかもしれないんですけども、規制委員会が、推進側の“虜”として、取り込まれていた。これは、まさに国会事故調がそういうことを言われたわけでありましてけれども、この規制委員会の規制というものが張り子の虎にならないためには、規制委員会が、きちんとした実力を持ってほしい。それで、その実力の中には、いろいろあるんですけども、今、皆さんが必死に努力しておられるということは田中委員長のお話でもよくわかったわけでありましてけれども、残念ながら、まだ、予算と人員が国際レベルになっていないということを強く感じております。それで、予算や人員も推進側にきちんと対抗できるようにならないと、これは推進側に取り込まれてしまう。こういう危険を強く感じますので、委員長は、是非その点でも頑張っていただきたいというふうに思う次第であります。

以上であります。

○池田長官 ありがとうございます。

それでは、野村さん、よろしく願いいたします。

○野村修也氏 野村でございます。よろしく願いいたします。

私ども国会の事故調査委員会の報告書には、規制当局についての期待する要件というのを提言の中に書かせていただいております。

その一つは独立性、それから透明性、専門性、一元制、自立性という、この5つの要件を示させてい

ただいておりますが、これら全てを満たしていただくことを、私ども報告書を書いたものとしては期待しているところでございます。

そういう中で特に、既に御指摘のあるところではございますけども、透明性という点について、確かに、以前に比べますと随分と進歩したという御説明でありますし、私も拝見しております、委員会の様子であるとか、その後の記者会見を通じて、国民に対して、様々な情報が発信されていることは高く評価できるというふうに思うんですけども、問題点は、規制庁というのは一体何をやっているのだろうかということが、よくわからないということにあるかと思えます。

規制委員会は、確かに独立性の高い委員会として発足しております、国民から見ても、かつての推進部署とは異なった、独立した性格を持ったものとして期待されているわけではありますが、その事務局としての存在である規制庁というところが、一体どういう審議のプロセスで、どういうことを検討し、その委員に対してどういう情報を挙げているのかということがよくわからないという、非常に不可解な部分がございます。

規制庁は、今でもありませんが、かつて原子力安全・保安院であったところに御所属だった方々が多くこちらに移ってこられているということでもありますので、ある意味では、過去の仕事の仕方を引きずっておられるのではないかというふうに見ている国民もいるということでございます。

さらに、NRC（米国原子力規制委員会）と比べてみますと、NRCの事務総局というのは非常に透明度の高い仕事をしておりまして、しかも、委員会との間でも緊張関係を持っているというふうに承知しております。

事務総局のほうを示した案に対して、公開の場で委員が、徹底的にその事務総局に対して質疑応答を仕掛けるというような形での緊張関係を持って、そのプロセスが示されているはずであります、どうも我が国の場合には、今の規制庁というのは委員会のスタッフ組織という形になっていて、いわば、そのスタッフの組織が、委員を支えているのか、それとも、国全体の行政の調整役になっているのかということが、よくわからないというような形であります。

ですから、まさに、透明性という点でいきますと、規制庁のあり方、それから規制庁での審議のあり方、それについて、もっと国民の見えるような形にしていきたいというのが、私自身の感じているところでございます。

それから、先ほども御紹介がありましたけども、この委員会が、ちゃんとミッションを果たしているかどうかというのを考えるときには、設置法というのを見る必要があると思うんですが、設置法に書かれていることが十分果たされているかどうかということは、議論していく必要があるというふうに思います。

様々なものがありますが、例えば、設置法の4条の第1項第6号には、原子力利用における研究者、技術者の養成訓練といったようなことが主たる任務として書き込まれているわけでありましたが、一体どうというような形で、それが委員会によって行われているのか、よくわからないというふうな感じがしております。

これは、NRCなどでは、言うまでもありませんけども、チャタヌーガに技術研修センターという大規模なものを設けて、そこで専門性を高める努力をしているということを我々は承知しておりますけども、そういうような業務は、むしろ、これまでですとJNESのほうでやっていたのかもしれませんが、どうも規制委員会のほうでは、そういう動きが見えないというような感じはしております。

それから、附則のほうを見てみますと、国・地方公共団体・住民・原子力事業者の間の連携を保つことというのが書かれておりますけども、これは主語が「政府は」となっておりますから、規制委員会が直接に自分からイニシアチブをとってということではないかもしれませんが、しかし、実際のところ、関係閣僚会議で示されたことに乗るというよりは、積極的にどのような形で連携を図っていくべきなのかということの提言をされるべきだと私は思いますけども、そういったような動きは、残念ながら、これまで規制委員会のほうには見受けられなかったというふうに感じております。

言うまでもないですけども、安全というのは、仮に事故が起こったときに、いくら安全の基準を高度なものにしても、住民の方が協力して逃げてくれなければ全く安全を確保できないわけでありまして、そういう意味では、住民との間の信頼関係、事業者と住民、それから規制委員会、政府、その信頼関係、ネットワークがきちっと構築されてこそ、安全基準と呼べるものだというふうに私などは思うわけでありまして、どうもその部分は、アウトオブミッションであるというような御発言もあり、そこについては政府が判断することだと。あるいは、再稼働についても技術的な安全性だけはチェックするけども、再稼働するかどうかは政府が決めることだという御発言になっておりますが、どうもそういうデマケ (デマケーション) でいいのかというような感じがします。何となく伝統的な役所の文化に、染まっておられるような感じがして、少し問題があるかなというふうに感じております。

ほかにも申し上げたいことがあります。最後に一つであります。安全基準との関係でいきますと、私ども国会事故調の報告書に対して、地震が原因だったんじゃないかというようなことが、よく取りざたされ、そのときの議論としては、主たる要因が地震だったのか、津波だったのかみたいな、そういうまとめ方で、世の中の方々から、いろいろな批判や、いろいろな質問を受けてきたわけでありまして、私どもは別に地震がその主たる原因だったというふうに申し上げているわけではなく、地震が起こって、津波が起こったんだから、今度の次の事故のときには、地震が主たる原因になることもあるでしょうということで、地震対策というものも、きちっとした組み込みをしなければ、安全基準と

いうのは作れないのではないかということを示し上げてきたわけであります。

これは何かと言いますと、事故はおそらく、福島と同じ事故が2度起こるとするのは、かなり確率としては低いわけでありまして、次は、全く違ったタイプの事故であるというふうに考えたときに、この福島の事故が起こるまでの間は、むしろ柏崎刈羽の事項を踏まえて、地震・耐震バックチェックという形で、地震対策に注力していたはずのわけでありまして、あのときに議論していたもの、あれが本当に、事業者のほうでクリアされているのかどうか。例えば、配管の設備等について老朽化が生じているようなことはないのか。こういうようなことを、きちっと点検していただくということをしなれば、次の事故は、全く同じものが起こるとは、私には思われませんので、そのときに「想定外だった」という言葉が、また出てきてしまうのであれば、それは全く持って問題が解決されなかったということになるのではないかなというふうに思っております。

ほかにもありますけども、私のほうからは以上、2、3点お話をさせていただきました。

○池田長官 ありがとうございます。

それでは、畑村さん、よろしく願いいたします。

○畑村洋太郎氏 皆さんのところに、今、発言しようと思っているもののサマリーをお配りしました。

上半分です。組織と規制のあり方のところについて、考えていることをざっと書いてきました。

先ほどの説明にもあったんですが、規制庁で基準を決めて、その基準を満たすか満たさないかで、いろんな判断をされているというふうに説明があるんですが、どうも国民全体はもうちょっと違う受取り方を実際にはしているのではないかという感じがします。

それは、この規制委員会なり、何なりが判断して、大丈夫だと言ったときから、安全はもう確保されてしまうものだというふうに、考えているように見えるんです。それで、確保されているか、ここには保証と書いておきましたが、こういう考え方をしていること自身が物すごく危ないことなんですというのを、この規制委員長なり、規制庁なり、どこかわかりませんが、それがきちんと明示的に国民に説明しないと、あそこが言っているんだから大丈夫だという、そういうふうに考えてしまうんじゃないか。

逆のことをいうと、今までのこういう基準とか法律とか、いろんなものを考えてみると、これを推進するなり、事業しているところは、結局、それが最低レベルのことだとか、そういう捉えかたをする最低レベルでそれ以上に、安全に必要なことは自分らで考えてやるんだというのではなくて、あの基準さえクリアすればいいんだという運用になっていたというふうに思うんです。それで、これが一番大きな問題を引き起こしているんだという、そういう意識を持って、そちらが判断されるんじゃないかと、国民がそういうふうに受け取るような国民への伝達の仕方をしないと、ずっと誤解が固定化さ

れていくのではないかというふうに、思います。

それで見ているときに、すごく大事なことがあるんですが、これは、あり得ることは起こるとか、いろんなことを、私たちの政府事故調は言いましたが、それよりもっと大事なことは、どんなに考えても、考え落としや、気がつかない点が残っている。要するに、今、規制庁や規制委員会で考えられたり、やられたりしたことでも、完全ではなくて考え落としがあるんだということを、自分たちはきちんと意識しています、と。したがって、今、自分たちが審査したり、いろんなことの中にも、まだ抜けているものとか、未知のものとか、そういうものが残りますというのを、初めにしっかり言わないといけないんじゃないかという気がします。

絶対安全を求める国民の意識の中で、これを言うことは物すごくつらいことだし、正しく理解してもらうことはとても難しいことだというふうには、と思いますが、どこかでこのことを言い出さないといけないんじゃないかという気がします。

そして、そういう見方からすると、事故を起こさないように対策を打つだけではなくて、事故は起こるものとして、その影響や損害を最小限にするような考えを、きちんと確立して、実際に準備すべきだというふうに思います。これは、言葉を変えれば、防災一辺倒でやってきた日本の考え方を、ある部分、防災はもちろん必要なんです。しかし、それを完全にやろうとするのではなくて、本当に実現できて、負担できるところで、被害を最小にするという、減災という考えをきちんと原子力でも入れましょうというのを言葉で言わないといけないんじゃないかというふうに思います。

それができないと、先ほども説明がありましたが、活断層の評価のようなものについては、随分国民がいろんな反応をしています。

これは、もっと全然違うんで見れば、活断層の上に仮に原発があったとしても、それが本当に事故を起こしたときに、このくらいの大きさに抑え込むつもりで、いろんなものを見ていますという、それでいて、先ほど最初に言ったように、それでも考え落としがあるかもしれないというようなことを、言わざると得ないんじゃないかというふうに思います。

それから、その次に、机上の検討。ここの話を聴いていると全部そうですが、計画が立つとか、立案するとかいう話にばかりなっているんですが、今回の福島を見ると非常にはっきりしているのは、机上の検討や準備をどんなにやっても、実際の事故時には実行されない。さもなければ、でないということが実際に起こっているわけです。

そうすると、今回のようなものの避難区域、先ほども説明がありましたが、ゾーンを決めて、何をやってと、それは必要なことではあるんです。しかし、避難区域を仮に決めても、経路を決めていないとか、避難場所でも本当に何を決めながら、何を見てやっていくのかが、本当にできるようなこと

をやらないといけないというふうに思うんです。これは、計画を立てるということとは全く違うことです。実行するということです。

実行できないのに、できることにして、やってみたら事の進行のほうが物すごく早くて、結局全然できないままになって、計画や検討がまるでなかったんじゃないかというふうに、今、国民は思っているように思います。

それで、そんなことにならないようにするには、立案するだけではなくて、実際に現地で実行してみるといふこまでが必要だというふうに思います。

これは、再稼働するときに、今のままで見ると、また立派な計画と検討ができていたけど、起こってみたらやはりできなかったじゃないかということが、起こり得るという気がするんです。特に、福島は、避難するときに道が全部渋滞で動かなかったというのを現地に行けばみんな言っているのに、僕たちがやっているような、こういう報告書や何かのときに、どこも動かなかったというようなことが出ていないように思うんです。これはきっと、次のときも、例えば30キロ圏で避難をこうやって、ああやってというのをやっても、きっと今のままで見たら、逃げられないで、全部そのまま渋滞で、動けないということが、起こるんじゃないかというふうに思います。

これは、いろんな事項の検討の仕方としても、分析の仕方としても、もっと違うものを入れないといけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○池田長官 大変、ありがとうございました。

それでは、船橋さん、よろしくをお願いします。

○船橋洋一氏 ありがとうございます。

まず、三つの事故調、その調査報告書、そこでの提言。それを真摯に正面から受けとめて、このような機会と場を作られた規制委員会に、まず敬意を表したいというふうに思いますし、お招きいただきまして本当にありがとうございます。

私ども民間事故調は、福島第一原発事故の原因の究明と、それから、背景の分析、それから事故後の取組、危機管理。特に、ファーストレスポンス、自衛隊、警察、消防、それも含めて一体どういうものであったかというようなところに焦点を合わせて分析いたしまして、その最大の問題点としていくつか指摘したうちで、最も重要な点として、三つ指摘いたしました。

一つは、リスクのタブー化、タブー視化。それから、シビアアクシデント。この最悪シナリオの想定外化。これが、安全神話を生みだした。

もう一つは、国策民営というものの曖昧さであった。いざというときに誰が命をかけるのかとか、

賠償は誰が払うのか、その責任の主体の問題ですね。これが不明確であった。

それから、三つ目として、安全規制における、ムラと空気のガバナンス。それからガラパゴス化という表現を使いましたけれども、つまりは、日本一国規制主義であって、外国と隔絶したところで、日本だけで閉鎖的、排他的な形でこの安全規制が行われるというような、そういう三つの指摘をいたしました。

この一年、規制委員会ができてから、あるいは事故後2年半。振り返って見ても、まだ、根っこのところでは、ほとんどまだ変わってないのではないかという危惧を覚えます。原子力規制委員会が、鋭意、真正面から問題に取り組んで安全文化の確立というものを、旗印を掲げていらっしゃることは十分承知しておりますけれども、まだまだ不足しているというのが実感しているところでございます。

特に、去年の11月、有識者懇談会でお招きいただいたときに申しあげましたけれども、やはりガラパゴス化の克服、特に安全規制の国際協調主義を、是非率先して、この原子力規制委員会でやっていただきたいと、この点を改めてもう一度、ここでお願いしたいというふうに思っております。

今日は時間が限られておりますので、特に危機管理という観点から、二、三申し述べたいというふうに思います。

まず、第1点は、原子力のシビアアクシデント。これは必ず国家危機になるということです。

なぜ、危機管理の視点が重要かという、これは必ず国家危機になってしまうという厳然たる事実、これがあるからです。JCO（株式会社ジェー・シー・オー東海村ウラン加工工場臨界事故）のときもそうでしたし、福島原発事故がそうでした。ですから、これは、次の危機は、先ほど北澤先生がおっしゃった、例えば、原子炉の燃料プールの燃料棒の保管であるとか、安全であるということかもしれない。あるいは、放射性廃棄物質の保管の問題とか、バックエンドの問題とか。

放射性物質、核とかそういうものを扱っている以上、このリスクは必ずあるということだと思えます。そのような危機が起こったときに、原子力規制委員会は、従来のような原子力安全・保安院とか、あるいは原子力安全委員会と、どう違うのか、どういう新しい戦略、それから体制、訓練というものを既にしているのかというような、まさにそこが問われている。これが第1点です。

原子力規制委員会は、ファーストレスポnderでなければいけないというふうに思います。これは、危機管理、国家的な危機管理というのは国民の命を守るという、国として最も大切な責任に関わる事柄でありますから、ですから、何かが起こったときに、単に防災指針の策定というようなのが所掌でございましてということでは間に合わない。これは福島原発事故のときもそうでした。非常に細かいところまで、一つ一つ政治家、司令塔のほうから判断を求められるということが多々ありました。

ですから、御下問を待って助言をするというような受け身の危機対応では間に合わない。こちらか

ら出ていく、積極的に司令塔に進言していくというような姿勢が求められるということだと思います。

ですから、原子力規制委員会と規制庁、これは国家的危機対応、危機管理のど真ん中にあるんだと、自分たちはど真ん中の存在だという自覚を持っていただきたいと。

同時に、危機管理ほど官僚、役人が苦手な事柄、分野というものを持たないんだという、その自覚もまた同時に持っていただきたいというふうに思います。

国民にとって、何かあったときの原災事故というときに、規制委員会は最後の“とりで”、究極の用心棒だというふうに期待もされますし、実際、そうなります。ですから、原子力規制委員会の本当の最後の真価、評価というのは、事故時のときのさばき次第であるということをお願いしたい。

そのような危機管理をできる体制の中で最も重要なのは、検査保安官などのようなプロ、プロたちの実力、プロたちの覚悟、使命感であろうというふうに思います。

私ども民間事故調では、これまでと違って、これからの新しい規制当局のそのようなプロたちは、士官——武士の「士」に官僚の「官」ですけれども、オフィサーとしての使命感を持ってもらいたいというふうに提言いたしました。

士官という言葉は、国を守る、国民の命を守ると、そのような重大な責任を持つ、そういう行政官に与えられる仕事の名称です。そのような者として、この仕事を自覚してほしいと思いますし、それに伴う名誉と、それから待遇というものを、また考えなければいけないと思います。

この仕事は一生仕事ですし、処遇人事でくるくる動かすようなことはあってはならない。もし、持ち場替えであるとか、退官されるというようなことになっても、予備役、リザービストのような形で扱う必要があるだろうというふうに思います。

それから、事業者のほうとも、ここは連携をとらなければ、いざというときに間に合わない。ですから、事業者、つまり電力会社ですけれども、中心は、ここのシビアアクシデントの専門チームを作る。それから、誰が一番の責任者なのか、技術者は誰か、チームはどういうようなチームなのかということ、常に連携をとって、意見交換をして、切磋琢磨するというようなことが必要であろうというふうに思います。

私どもの報告書でも指摘いたしましたけれども、福島原発事故で最も深刻な、実は挑戦といえますか、課題は、原子力安全・保安院の保安検査官が、福島第一のサイトから、事故の起こった後、オフサイトセンターのほうに逃亡してしまったことですね。

これは、一方で、菅直人首相が、東京電力の本店に乗り込んで、東電の会長以下に対して、君たちは当事者なんだ、命をかけてくれと、こう要請しているわけです。

要請しているその一方で、危機対応をしなければならない一番肝心の国家公務員は、実は逃亡して

いたということです。保安院の本院は、それに対して、留まれとも、あるいは、ここは退去しろとも、どちらも指示しない。そのようなリスクもとらない。これが危機のときの現実だったわけですね。

原子力規制委員会、特に規制庁、これは、このようなことを二度と起こさないような体制に、既になっているのかどうか。どのような形で、そのようなものを担保しているのかということが、実は問われているんだというふうに思います。

以上でございます。

○池田長官 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、柳田さん、よろしくお願いいたします。

○柳田邦男氏 お招きありがとうございます。

今日発言する内容について、少し資料を作ってまいりましたが、もし、ペーパープリントができていたら皆さんに配っていただけるとありがたいんですが。

一応、スライドに映して話を進めたいと思います。

私は、昨年もそうだったんですけど、基本的には現場、住民、被害者、そういう視点からシステムを振り返ってみることの重要性、そして、そこから見えてくるものを中心に今後のあり方を考える、そういうことを、今日も述べてみたいと思っているんです。

特に、重点的に述べたいことは、事故調査の継続と地域防災計画のあり方、その他もろもろ、こんな順序でお話ししてみたいと思うんですが、大体ここに、今日お話しする項目を5つほど書きました。中には、行政のあり方として今までと根本的に変えなきゃいけないことがいっぱいあるかと思います。

被害者の視点からの欠陥分析というのは、政府事故調の最後の提言の中でも、この視点の重要性を強調したわけですが、これをわかりやすくするために、身近な表現で言えば、政府にしても、あるいは事業者にしても、専門家にしても、自分が原発のそばに妻子ともども住んでいて、そういう目でバックチェックしたときに、これで十分なのかという、こういう視点が必要だということなんです。

それで、原発事故にかかわる領域というものは、大別して三つに分かれると思うんです。

プラント内の主たる原発、つまり、発電にかかわる施設、それを中枢領域と呼び、いざ何かあったときに消防車だの電源車だの、様々な動員をする支援領域と、それから周辺の地域住民、膨大な地域と人口ということになりますけれど、これは当たり前なだけで、通常の事故と違うがゆえに、この図が大変大きな意味を持ってくるわけです。

それはどういうことかという、右側のように事業者や行政の目で見ると、中枢部分の安全性は大丈夫かということで、そこに全力を挙げるわけです。それはそれで重要であるし、今、田中委員長から御説明があったように、その後、どういう点に重点を置いて、安全性の確保をするかというので、

本当に網羅的にやっているわけですね。

しかし、そこに余りにも力を入れ過ぎると、従来の考えですと、「原発は安全だから」という神話の上に、一旦、事があった場合の対策というのがおろそかになってくる、手抜きになってくる。あるいは、悪意はなくても、そこが中途半端になってくる。そして、住民の問題になると、実におざりな地域防災計画しか立てられていないということで、これは、先ほど畑村先生もおっしゃったようなことであるわけです。

この図は、概念的には、政府事故調の中で申し上げたんですが、図は、残念ながら掲載するスペースがなかったんですが、たまたま事故調の報告書を出した後、アメリカのハーバード大学のケネディセンターというリスクマネジメントに大変力を入れてやっている所長で、ホーイットさんという方がいますけれど、日本に3カ月、日本のリスクマネジメントの調査に来まして、最後に私のところに来まして、ディスカッションしたときに、この図の評価をしてもらったんです。そうしたら、非常にわかりやすくすばらしいとおっしゃってくださったんです。

しかし、政府事故調の事務局からは、これは学会で概念化されていないから公文書に載せないということで削られました。私は、その論理は理解できなかったんですが。

こういう目で見ますと、いろいろと、とんでもないことがまかり通っていたということがありますが、今日は、このシステムのほうは飛ばします。書面をお配りしますんで、見てください。

住民の被害という視点だけ申し上げますと、本当にそこに住んでいる人が、一旦、事故があったときに大丈夫なのかと尋ねたときに、まずは、モニタリングポストを初め、様々なものがおざりだった、この問題は後ほどまた述べますけれど、そういうことが洗いざらい出てくるわけです。そして、避難も大混乱を起こすということです。

ここで一旦、基本的な概念として、教訓を生かすとは何かということを整理しておく必要があると思うんです。それは、柏崎刈羽原発の教訓をどう生かしたか生かさなかったかということを見れば、はっきりしてくるんですけど、まずは、個別の失敗事項に対して、直接的対策を立てる。

これは、どの事業者でも、あるいは行政監査でもやるわけです。現実問題として、柏崎刈羽では火災が起こって消防車を電力会社が持っていなかったんで、消火に手遅れになった。あるいは事務本館がめっちゃめっちゃに壊れて、対策本部を建てられなくて青テントで何日も対応しなきゃいけなかったという問題が起こるわけ。

そうすると、何をやるかという、消防車を配置する、あるいは消火対策を立てる、そして事務本館のような通常建築物ではだめだから、免震重要棟を建てるということで、これで教訓を生かしたということになるわけですが、災害の教訓を生かすというのは、極めて視野の狭い話であって、2番目に

書きましたように、様々なリスク要因を洗い出して、直接的に一つ一つについて対策を立てる。これは、政府の運輸安全委員会なんかの事故調の方法論の中でも、直接的な原因だけではなくて、調査の結果わかった様々なリスク要因については安全対策の勧告や提言をしていくということをやっているわけですが、これが事業者においては非常にその姿勢さえない。

そして、もっと重要なのは、3番目に、あの柏崎刈羽の新潟中越沖地震のときの教訓ということは、地震と原発事故が同時に発生するという「複合災害」の対策を立てなければいけないという、これが根源的な、根本的な教訓であり、取り組むべき問題であったわけですが、保安院は、新潟県の泉田知事に対して、そういう発想はまかりならん、住民を不安に陥れるから複合災害対策訓練などはやるなということをやりました。これが、従来非常に閉鎖的、視野狭窄的な教訓の生かし方であったわけです。

今回、福島という、この大災害に対しては根源的な問題がたくさんございますけれど、今日の田中委員長のお報告の中では、随分それが取り入れられ網羅されているとは思いますが、若干、私、より望みたいことを申し述べたいと思うんです。

まずは事故調査組織の設置についてですが、これは、先ほどの委員長報告の中でも事故調査の必要事項継続ということがあるんですが、実際のところ、ここに書き出しましたように、本当に原子炉が、どういう時間、何時何分何秒にどういうふうに壊れていって、そして放射性物質がどういうふうに漏れていったかといったプロセスは非常に重要であるわけですが、それは、現実には今のところ近づけなくてわからないとか、さらには、事故発生以降の様々な事業者・行政の意思決定のプロセス、さらに、プラント内の運転員たちのヒューマン・ファクター分析、それから、更に大きな枠組みとして安全神話形成の歴史的経過、それから被害発生のプロセスと全容。

つまり、住民にとってどういう事態が起こり、それが情報としてどう伝えられず、どんな混乱が起こったかということ。

そして、もう一つは、事故調査において、非常に重要なサバイバルファクターの分析、こういったことについては、未だ行われていないし、これらをしっかりと調査することが、よりきめ細かい安全対策に必要であろうというわけです。

そして、こういう継続的な事故調査をするには、規制機関である原子力規制庁だけでやれる問題かというようなことが問われると思うんです。

そもそも事故調査というものは、行政なり規制庁、規制機関なり、そこから独立して存在しないと、客観的で公平な事故調査はできないということで、運輸安全委員会は三条機関になったわけですが、規制委員会・規制庁は三条機関ではあっても、行政機能、規制機能というものの色彩が非常に強いわ

けで、原因調査を果たしてどういう組織でやるかというのは、いまだ誰も議論していないわけで、そして、そしてどういうことが求められるかという、実験研究が当然必要になってくるわけです。

例えば、ジャンボ機墜落事故であれば、圧力隔壁の破断面を綿密に航空研で調べて、その破断経過の再現実験もやってみるとか、たまたま政府事故調では、こういうことを委員長が提言しても、結局、予算不足ということで、一切手を触れないということで終わってしまったわけですが、NHKが、例えば、1号機の復水器の水が、なぜ冷却水系として入っていなかったかを、イタリアの実験研究所に頼んで1カ月ぐらいでやって、ある結論を得たわけです。

その結論の妥当性は別として、こういう部分的な再現実験、それによって実証的に原因を究明していくということは可能なわけで、そういう取組がこれからいくつか必要ではないか、そうしないと本当の意味での原因を究明したことにならない。

さらに、一つの失敗事例について、ただ、こういう失敗があったということではなくて、その背景にあった問題点、システム上の問題点、あるいはヒューマン・ファクター系の問題点、そういったことをジェームズ・リーズンのスイスチーズ・モデル、あるいはm-シェル分析とか、様々な形で分析することによって、より深みのある背景分析ができて、今後の安全対策に寄与するというわけです。

そのためには、必要なスタッフと予算、そして捜査の目と違う、あるいは行政監査と違う事故調査ならではの目が、あるいは方法論が求められてくる、そういう裏づけとしてスタッフと予算が非常に重要になってくるというわけです。

それから、福島事故の全容調査についてですが、これは、本当に不思議なことに、日本という国は、国家一大事と言われることに対して国が全体像を明らかにするような調査体制も報告書も作ろうとしない、非常に縦割り行政の中で、それぞれの分担のところだけ調べているというようなことになるわけですね。これで、後世に対して説明できるのかということ。あるいは。国際的に、福島原発事故とは何だったのかという全容を説明できるのかということになるわけです。

私が、収集しただけでも福島原発事故関連の本が500冊は下りません。しかし、それはみんな個別的本であったり、論文であったりするわけです。全体としてどうだったかと。

ちなみに、全容調査について、過去に、国がやらなくても、学会なり、あるいは民間団体がやったという事例として広島・長崎の原爆災害という大変な事態をもたらしました。それに対して、学術会議は関係専門家を動員して、昭和28年にその報告書上下2巻を出しました。

これは、生物学、あるいは医学、社会学とか、様々な専門家が、あの混乱期にもかかわらず、非常に綿密に現場感覚豊かな報告書をまとめたわけです。

しかし、これは、あくまでも学術会議の報告書であって、国家がやったわけではないんです。これ

を読みますと、本当に隅々までガイガーカウンターを持って行って、どこでどんなデータが出たとか、そんなリアルな皮膚感覚まで伝わってくるすばらしいものであります。

また、その後、国際的に非常に注目されたのは、70年代後半から80年代初めにかけて特別プロジェクトを、学者たちが岩波を事務局にして立ち上げて、そして、戦後30年近く経った中で、どれだけのことがわかったのか、その集大成をしたわけです。

これは同時に英文も作成しまして、御覧のように英文も同時刊行したところ、国際的に非常にセンセーショナルな反響を呼びまして、これで初めて広島・長崎の原爆とは何だったのかというのが国際的に認知され、しかも、当時、ヨーロッパでは地域核戦争の危機が高まっていただけに、大変大きな反響を呼んだわけです。

こういった全容調査ということは、福島原発事故の場合に、非常に広範囲に及ぶ被害の実態を含むわけですから、大変な作業になるわけです。これらを、これからどう取り組むのか、誰が言い出しつぺになるのか、政府事故調は報告書の最後に、このことを強調して提言したのですが、縦割り主義の日本の行政制度の中では、どこも知らん顔している。誠に残念なことで、規制庁あたりが、今後こうしたことの必要性について、何らかの情報発信するなり働きかけを政府に対してして、一つのプロジェクトを作るべきではなかろうか。

これは、政府が自らやるということは、官製のものになっておもしろくなくなるおそれがある。政府は、後押しをするような予算化、そしてプロジェクトは民間に委託するというような形がよろしいんじゃないかと思うんです。

今日、最も強調したいのは、原子力防災計画についてです。先ほど委員長のお話のように、規制庁としては、基本方針を決め、あとは自治体が現場で、その地域に合ったものを作ることなんです。

これまでの事例で言いますと、まさに保安院が、あるいは原子力安全委員会が基本方針を決めて、そして地域で作っていて、そしたら地域で作ったものを保安院はハンコを押して、太鼓判を押していたわけですね。これだけ作って万全だと、ところが現実には、それは本当に絵に描いた餅でしかすぎなくて、原子力地域防災計画というのは、まるで役に立たないものだったわけです。これは現場を歩いて各自治体を調査すれば、本当に歴然としてくるんですね。

その基本的なあり方としては、一体福島規模の原発事故が起こったらどうなるのかということ、福島事故例をベースにしながら、どういう防災体制、あるいは避難計画が必要かということを決めた上で、そして、最も重要なことは、準備できているところ、できないところ、そしてこれから何年がかりじゃないとできないとか、あるいは何年後にできるとか、あるいは不可能だとか、そういうこと

を明示して、住民の合意を得ること、ここがとても大事なことだと思うんです。ただ、絵に描いた餅のように、こういう計画があります、ではなくて、その計画が抱えている問題点、まだできないところ、本当に放射能拡散があったときに住民はどうするのか、これは基本方針だけではなくて、地形や何やら様々な問題点があるわけです。

先だって、佐賀県の伊万里市で、佐賀救急医学会が主導して、市も協力して玄海原発が事故を起こしたとき、しかもシビアアクシデントというか重大な事故を起こしたとき、我々は対応できるのかというフォーラムをやりました。そこで見えたことは、何の準備もできていないということ。そしてまた、これから取組に当たって、政府から何の指針の指示もなく、どうしていいかわからないということでした。これは、あらゆる自治体について共通ではないかと思うんです。

今申し上げましたように、地域の悪条件、弱点等の問題点を洗い出して明示すること、そして個別事項別に、行政の責任、住民の責任、行政と住民の共同責任を明示すること。

例えば、能登半島の志賀原発のようなところが事故を起こした場合に、あの志賀原発より北側の輪島寄りの人は、一体どこに逃げるのかという地域的特性を綿密に調べていくと、非常に絶望的な問題さえ起こってくるわけですね。そういうところをどうするのかということ、これからしっかりと住民が情報を共有していかなきゃいけない。

もちろん、防災機関自身が挫滅してはいけないんで、その対策も必要ですが、避難計画とは何かということですね。

それは、福島原発で、先ほどの被害者の視点から見ると、左側からの目線でシステムを見るとときに、中枢部分や支援領域の、まあまあやっているようだけれど、住民の安全のためにはほとんどできていないということが見えてくるわけです。

そこからわかったことは、プラントなどの安全性が、たとえ規制基準をクリアしても、先ほど畑村先生も言いましたように、起こり得ないことでも起こるということを前提にして、独立して、——この独立してということが大事なんです、独立して最悪の事態に対する避難計画を立てておく必要がある。

そういうところの着眼は、福島原発事故をどちらの側から見るかによってはっきりしてくるわけです。

きめ細かい計画の細部は、とても大変な問題がたくさんあります。対象地域に始まり、道路はどこを使ってどういう避難をするのか、交通手段は確保されるのか、真夜中だったらどうするのかとか、避難のタイミングをどうするか、それから、水、食料、衣類等の備蓄はどうなっているのか、それらが単に絵に描いた餅ではなくて、実効性を持つためには、どのような訓練を毎年やらなきゃいけない

のか。

これまでの、原子力立地地域の自治体、例えば、福島で言えば大熊と双葉ですけれど、年に1回やるといっても昼間、午前中に参加できるおじいちゃんおばあちゃんが二、三百人集まって、そしてバスに乗って近場のところまで行って、はい、今日はこれで終わりというような、これで保安院は万全を期していますと公言していたわけでした、そういうことでは実効性がない。

大槌町の地域で津波被害による死者を一人も出さなかった小中学校、あの釜石の奇跡と言われた、あれはなぜかといったら、本当に体で覚えさせるように、全員参加で毎年、情報やハザードマップを信頼しないで、てんでんこに、自分で高台に逃げるということを徹底して覚えさせたんです。それくらいのことをやらないと、避難というものは実効性を持たないわけです。

○池田長官 済みません、柳田先生、時間が押していますので、簡潔にお願いできますでしょうか。

○柳田邦男氏 はい。はしよります。

次は、病院福祉施設というのは、こんなので、佐賀あたりでは、域内の病院や福祉施設で全部洗い出しを始めていました。何人ぐらい重症患者がいて、避難が可能なのかどうかです。

それから、情報システムの整備、これは非常に難しいです。

次、放射能拡散汚染情報なんですが、モニタリングポストというのは、御覧のように福島を見ますと、赤で記した上が第一で、下が第二ですが、縦線にモニタリングポストが24カ所ありましたけれど、内陸側、阿武隈山系、例えば、飯館、伊達、福島なんか、そっちへ行くと全くなかったわけです。

しかも、この24カ所のうち4カ所は、御覧のように津波ですさまじく破壊され、使い物にならなくなり、それから19カ所は停電によって、テレメーターの発信ができなくなって、情報が全く役立たなかった。1カ所しか生き残らなかったという、こういう状態では何の意味もないわけです。

つまり、メッシュを細かくして広域にわたって、しかも30キロに限らず、50キロぐらいのところにホットスポットができる可能性まで考えて、非常に広範なモニタリングポストを作る必要があるということ。

これもモニタリングポストの残骸の一つです。

長期避難生活を強いられて今、もう2年半になりますけれど、まだ15万人も避難生活して、これまでに避難生活のストレスから亡くなった方が1,000人近いわけです。1,000人が死んだ事件が起こったら大ニュースですが、なぜか長期避難生活対策というのは、ほとんど事前にはなかったし、1,000人死んでも世の中は騒がない。辛うじて福島民報が、昨年以來、数十回の連載で、災害関連死という問題をマクロ的にもミクロ的にも個人個人の事例を挙げて取り上げておりましたが、これを見ると、いかに重要な問題かというのが見えてくる。しかも、キーワードとして、災害関連死では非常にぼけていて何

が起こったのかわからない。これは、原発事故関連死というネーミングをきちっと決めるべきではないかということです。

最後に、もう一つだけ、線引きのあり方について。これは、放射能のリスクの範囲を決めたり、あるいは補償の範囲を決めたり、様々な意味で行政はどうしても線引きをしなきゃいけない。1ミリシーベルトだとか何百ベクレルだとか。

しかし、それを機械的にやりますと大きな問題を残す。それは、過去においては水俣病にしろ、広島・長崎の原爆被災者の認定基準にしろ、機械的な線引きがゆえに、グレーゾーンの人たちがはねられて、その後、裁判を起こして10年も20年も争ってやっと認められるというような、そういうことが起こってきたわけです。そのために、どうすればいいのか、裁判で、裁判官はどういう表現をしたかという「運用が機械的にすぎる」と、毎回、判決で言っているわけです。

線引きの見直しの時期ではないかというのは、グレーゾーン、真ん中のポツのところですが、線引きの数値以下のグレーゾーンについて、機械的に却下するのではなく、個別審査でかぎを決める柔軟な制度を作ること、それは、これからの行政のあり方一般に通じる問題として、是非議論していただきたいと思うわけです。

例えば、水俣病では不服審査申し立ての期間がありますが、ほとんどこれも認定基準、4条件が合わなければ落とすというのを動かさないために、裁判に訴えるという、こういう無駄な労力を費やすわけで、これは社会資源の無駄な使い方として、このあたりが見直すべきではないかなと、こう思うわけです。

以上でございます。どうも長時間になりました。

○池田長官 ありがとうございます。

それでは、委員長のほうから、今のいろいろ御指摘について、御発言がございましたら。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

たくさんのお指摘があって、一つ一つ、ずしんと来るようなお話があるんですが、時間の関係もあるんで、私のほうから、是非、御意見をもう少しお聴かせいただきたいというのは、一つは、先ほど畑村先生からもありましたように、国民に絶対安全という誤解を与えてはいけないんだというお話なんですけど、これをどういうふうに登信するかというのは、大変、今お聴きしていてどうしようかなと、それが一つあります。

それから、独立を保つ上で、浅岡先生とか野村先生もありましたけども、人材の独立、高い専門性を持つということ、実は、お話しましたが、今度JNESを統合するわけですけども、JNESは、ある意味じゃ私どもにとっては、テクニカル・サポート・オーガニゼーションとしての機能を持っていたん

ですね、これを今、いわゆる役所という一つの大きな縛りのある、待遇面ももっと柔軟にしなければ、士官という話もありました。そういう処遇とかいろんなことをやる上で非常に窮屈な組織になってくるわけですね。その中で、JNESを機械的に統合したときに、逆に言うと、どうやって人材とか技術をどうやってサステイナブルにしていけるのかというのは、大きな課題で、私どもだけではなかなか解決できない問題、ただ、法律には統合するということがあります。そういう点は、法律には書いてあるんですけども、まだまだ手がついてないというところです。

それから、防災の話は、今、柳田先生も含めてたくさん御指摘があったんですが、防災避難計画は、若干、私のプレゼンテーションが問題だったのかもしれませんが、実は、防災避難計画というのは、別に法律的な縦割りとか、それを逃げていっているわけではなくて、私の本音は、地域ごとに十分にそれを考えていただきたい。考える中でどういう問題があるかとか、どういうことがあるかと、今、柳田さんのほうからたくさん御指摘がありましたけども、そういったことが多分明らかになるでしょうと、本当の意味で自覚できる、そのときに我々と一緒になって、それを克服するためにやる。

だから、畑村先生が言ったように、机上だけではない、実際に実効性のあるものにするということになると、どうしても、お上のところから上意下達的に何か作っても、おそらくそれは、実効性が全くないです。だから、そこら辺が非常に悩ましいところなんです。

これは個人的に申し上げていますが、我が国特有の問題なんですが、全て難しいことは「お上に」という、そういう風潮があるんですが、これは何とか克服していただきたいというのは、実は個人の真意です。

これは、別に防災避難計画だけじゃなくて、いろんな意味で、今後、地域住民、自治体も含めて、もっと自分たちで考えて自分たちで判断するという力をつけていただかないと、私たち規制の立場だけで何かするといっても、どこか限界が見えるなという、そんなことを常に感じているところがあります。

そのほかにもたくさんいただいたんですが、そのあたりについて少し、もう一言、二言、御意見をいただければありがたいと思います。

○池田長官 それでは、いかがでしょうか、一番最初の質問から。畑村先生から。

○畑村洋太郎氏 これは、一番本質的な問題だというふうに、私は思います。

例えば、絶対安全というものが無いんだというところからきちんと考えていかないといけないとすると、国民全体が、安全というものはどういうものか、結果として事故がないのが安全になっているけれども、安全を目指していると、本当の安全というのはできるのかという、もっとずっと難しい問題と一緒にしているように思います。

特に、「安全・安心」という言葉が使われます。それで、安心というのは、危険を考えないでいい状態が安心だというふうに、私には見えるんです。そうすると、安全・安心という言葉を使うこと自身が間違っているんじゃないかというふうに思うんです。

それは、安全でないものが残るんだ、いつも存在するんだというんで、安心してしまわないところで努力をしたときに、初めて安全が実現するんだというふうに考えないといけないというふうに思います。

そうすると、今まで日本で考えてきたような安全と安心を一緒くたにして、それが実現するんでないと何でも「ノー」になってしまうような、そういう考え方や議論の仕方、それから価値の置き方というのを、根本的に変えなければいけないということを求めているように思います。

それで、今日は、そういう話のほうに、ここでいくことを、私は考えてきませんでしたので、全部そういうことは省いてきたんですが、本当はそこからやっていかないと、原子力の安全というのは考えられないんじゃないかというふうに思います。

それから、その次に、それでは、どういうふうにしたらいいんだろうかというのは、今、委員長が、わからないんだというんで、誠にそうだというふうに思うんですが、私は多分、やり方があるんじゃないかと、このごろ思うようになってきています。

それは、個の独立です。これは、誰かが決めたことを着実に守ってそれをやっていけばいいんだというふうに考えるのではなくて、全ての事柄を自分の目を見て、自分の頭で考えて、そして判断して決める、そしてそれを実行するという、常に「自分で」というのが付いていく、これは今、日本で一番不得意な部分ですが、不得意であってもそれをやらないと、どれにも対応できないんじゃないかというふうに思うんです。

そういう意味では、誰かが決めたことを忠実に、着実に守って正確にやると、安全が実現するんだという考えではなくて、本当に、ある状況に置かれているときに、自分の目の前にあるものを自分がどう見るか、どう判断するか、そして自分はどういう価値をもって、そちらに何を動いていくかということを考えて、考えるだけではなくて実行する、そういう人間を作る。

私の言葉で言っているのは、「個の独立」というのと、もう一つは、「アウトプット型の人間を作る」出力型です。言われたものを受動的に頭の中に入れて確実に動くというのではなくて、間違っているかもしれない、合わないかもしれない、それだったらきちんと直していこうと、自分で考えながら能動的に考えを作っていくという、そういう人間を作っていく以外、本当の意味の安全というのは実現しないんじゃないかというふうに思います。

これは、ずっと言い始めると長くなっちゃうから、今は時間がありますからここでやめますが、ど

こかでこういうふういきちんと考えを進めていかないと、本当の安全は実現できないんじゃないかというふうに思っています。

それで、しかも、やれば、多分実現する方向に、プラス側に進めるんじゃないかというふうに思っています。

○池田長官 ありがとうございます。

北澤先生。

○北澤宏一氏 私は、今の畑村先生の御提案もそうなんですけれども、原子力規制委員会は、こういう部分に関して、今、規制委員会が頑張り始めていることはわかっているんですけれども、これは非常に予算面、人員面で限定されていて、もっと規制委員会というのは広範ないろいろな専門家の支援をきちんと得て、それでやっていく体制にしていく必要があるというふうに思うわけです。

これは、原子力安全というものの研究を、まだこれからきちんとやっていかなければならない、推進側の研究もありますけれども、原子力というのは安全面からの研究というのは必須の研究ですので、こちらの研究というのから原子力規制委員会は、きちんと責任を持って、そして国の予算を大学や研究所に、きちんと安全というサイドから流せるようにする。こういうこともまず考えなければなりませんし、それから、先ほどの柳田先生のようなお考えの中から、住民に対して、どうやって住民の安全を守り避難ができるようにするのかという感じで働きかけるといったような、そういったこともしなければならぬんですけれども、これには相当な、おそらくは数百人から千人以上の人たちの協力を得ないと、とてもではないけどやっていけない。つまり、原子力規制委員会の全体の人員を更に倍化するような形での国民の広範な協力を得ないと、原子力規制委員会の仕事というのはいちんとやっていけないと思うんです。

さらに、今回の福島の事故というものを、世界の歴史の中にきちんと位置づけるという、その作業というのは、これも規制委員会のほうからイニシアチブをとっていただいて、そして、これを柳田先生のお言葉では、民間にきちんと投げて、そしてそこで規制委員会のほうから依頼する、委託するという形での研究が行われていかないと、とても世界に責任を果たしていくことが難しいかと思うんです。

最後に、さらに、規制委員会それ自身が、世界のレベルできちんと活動を始めたということを世界に知らしめないと、日本の原子力というのは、まだいいかげんなことをやっているんじゃないかというふうに世界に見られてしまう。それで、この規制委員会がどういうことをやっているかということ、きちんと示すためにも、原子力規制委員会の広報というのを、戦略的に国際的にやっていかなければならない。そのためには、そういう人たちも、これから必要になっていくというふうに思われま

すので、その点で、やっと国際的なレベルで活動できるような、そういう指針がこれでできてきたと、そしてそれを本当にやるようにしていくための人員と予算というのを、是非、きちんと確保してやっていていただきたいというふうに思います。

○池田長官 ありがとうございます。

それでは、野村先生、お願いします。

○野村修也氏 時間のないところですが、先ほど、私の名前の付される形で組織論についてのお話がありましたんで、一言だけお話をさせていただきたいというふうに思います。

耳障りな言い方かもしれませんが、私は、原子力規制委員会は、規制庁をオブラートに包んでいるだけで、規制庁自体の改革は全くできていないというふうに、私は思っています。

これは、原子力安全・保安院が進化していないということの意味しているわけで、その部分を改革することをしっかりやっていたらなければいけないはずなんです。

原子力規制委員会は三条委員会ですから、表から見れば非常にすっきりとした独立性のある組織のように見えますし、そこが国民に向けて発しているメッセージもよく伝わってきています。しかし、それは、本当に数名の委員がオブラートとして包んでいるだけであって、その中にある規制庁というものを国民は不審に思ったわけです。その不信感を払拭する努力というのは、全くなされていない。ですから、そのところを改革することが何より大事で、そういう意味では、今回のJNESとの統合問題というのは、一つの重要な問題なわけです。

その議論を拝見していますと、委員長の悩みはよくわかるんです。既存の役所の立て付けの中に入れ込むことができないような、そういう状況が目の前にあって、給与体系も違うとか、あるいは年次も全然合わないとか、そういうような問題の中で統合させることに、いろんな問題点があるということとはよくわかります。そのことがかえって外においていたほうが、テクニカルのサポートを受けられやすかったのに、下手に入れ込んでしまうことが、かえって問題を引き起こすんじゃないかという声にもつながっていた部分はあるかというふうに思います。

ここで一番大事なことは、規制庁は既存の役所のイメージから脱却しなきゃいけないんだと思うんです。組織改革をしなければいけないわけで、そこをセットで考える必要があると思います。

規制庁に勤める人たちというのは、グローバルに、ある意味では世界中の原子炉に対して発言することのできるぐらいの力量を持った人たちが、自信をもって集まっている巨大な組織として設置されることが重要で、これをどうやって作っていくのかということを考えなければいけないというふうに思います。

今ある組織の中に入れようとするから無理なので、今ある組織を改革するような御提案を、是非、

すべきだというふうに思いますし、そのこと自身をどうやって道筋をつけていくかという点では、先ほど来から、いろんな先生方からもお話がありますように、外部の有識者の声を聴いて、こういう組織にすべきだという規制庁改革を、まずとにかく第一にやっていただきたいというふうに、私は思います。

○池田長官 浅岡先生、お願いします。

○浅岡美穂氏 私のメモを回しました、その4ページのところは誤植がありましたんで、それも含めて申し上げますが、設置法の3条は、本来、国民の安全を確保するということであります。ここに書いてありますのは、4条の所掌事務のことで、抜かしておりましたので、後で訂正いたします。

ここで見ていただきましたこと、所掌事務との関連で、今規制庁がどのように対応しているのかということの対応で、先ほども申し上げましたけれども、私は、このままいくと規制庁は第二の安全神話を作ることになりかねない。規制委員会も含めて。

なぜそう思うかと申しますと、規制基準と言っていますところは、立地指針と、それから防災に関する根本的な対応について、それを横に置いてしまったからだと思います。立地指針に踏み込まないということは、それを踏み込むならば、いかにして防災対応するか、避難できるかということの現実的な対応策の指針を出して具体的なことは自治体が決めること、原子炉の安全の審査とは別物だという対応には、きっとできなかつたと思うのです。

これを、どうも今の話ですと、原子炉のこれから再稼働申請に対する申請は、防災部分については、先ほど委員長がおっしゃられた、これから地域の人たちと対話をしながらやっていこうという話とは違う流れの中で考えておられるというふうに見受けました。

そうする限りは、私は、新たな規制基準が、結局は、絶対安全と誤解を与えないことというふうにしたくても、それはできない。そこに踏み込んで、本当に危険なんですよと、ここに今住んでいらっしゃる方、あなたにはこういう危険があるんですよと、30キロ超えても危険があるんですよ、だから、この人たちが現実に避難できるのかどうか、防災計画をしっかりと見る、その具体的な現実性も踏まえて、個々の原子炉の稼働について今考えましょうというようなところで、初めて住民は、この原子炉の危険性も認識し、それに対して我々は、大丈夫だと思うのかどうかという、今いろいろ御指摘のあるような住民たちの自覚的な関与というのも生まれてくるんだと思いますので、ここを仕分けて、こういうふうに分けて、項目を分けてしまっているとか、あるいは、少し見えなくしているという、この部分が、さっき野村先生がおっしゃったような、ひょっとしたら規制庁的な行政的な発想の枠組みの中で、どこかで組まれてきたのかなという懸念もまた思ってしまうのですけれども、そこにならないように、本当に、せっかくの御努力が新たな安全神話を生んだというふうにならないように、こ

こは、とりわけ立地地域に住む人たちの観点からの納得を得る方法というのを、今回の規制の全体の中にちゃんと組み込む。

もともとはそうであったわけでありますから、その組み込み方が間違っていたので、今回事故になったわけでありますけれども、枠組みをもう一度戻していただく、そこは頑張っていたいただきたいと思っております。

以上です。

○池田長官 野村先生、どうぞ。

○野村修也氏 やっぱり役所の人に考えてもらったり、あるいは、現場に今おられる方が考えてもだめなんですね。結局、役所を抜本的に変えるという覚悟を持たないと、安全記述なんていうのはできないと思うんです。

ですから、先ほど船橋先生のお話がありましたように、本当に最後、原子炉が爆発するかもしれないというときに、出かけていく人は誰なのかということを考えてみたときに、そこに行く人たちとして組成するのか、そうだとすれば、本当に普通の役所じゃないわけですよ。そういうものとして作っていくときにどういうあり方があるのか。

例えば、金融なんかではFSA (Financial Services Authority) というのが諸外国にもありますけども、金融機関に検査に行ったら、その検査先から報酬をもらうわけですよ。そうやって、やっていくわけですよ。NRCも同じです。事業者から一定の拠出を受けて、そこでファンドを作っているいろんなことをやっている。これは日本の発想ではだめなんです。

ですから、原子力規制についての組織論そのものを、もっとグローバルな形で、きちりと確立していくということが大事で、そのことをできないで今までの日本の役所の組織論の中に当てはめていくのでは安全規制というのはできないだろうと、私は思います。

すみません、何度も申し上げました。

○池田長官 それでは、時間も押していますので、パート2のほうにやっていただきましょうか。また、最後のほうでお願いさせていただければと思います。

それでは、パート2の「福島これから」というほうに、とりあえず、いかせていただきたいと思っております。

これにつきまして、それでは、委員長のほうからお願いいたします。

○田中委員長 できるだけ短く。

福島これからですけれども、福島事故の処理というのは、我々にとって避けて通れない課題だという認識をしています。

現在の福島第一原子力の現状についての認識ですけれども、一応、注水が継続して炉心の冷却化は維持できているということです。

それから、4号機、先ほども御指摘がありましたけど、SF（使用済燃料）の燃料を取出しは間もなく開始されるということで、少しずつそういった大きなリスクが取り除かれつつありますけれども、基本的に今の福島第一の状況というのは、いろんなリスクが内在している。いつ何が起こるかという、私は、余り適切じゃないかもしれませんが、お化け屋敷みたいなもので、何が飛び出すかわからないということ、よく申し上げるんですが、そういった状況にあると思います。

原子力規制委員会・規制庁の役割としては、こういったリスクをもちろん予見していくということは大事なんですけども、大きなリスクとして顕在化させないということが最大の役割、それから、こういった内在するリスクを、いろんなリスクの重みを考えながら着実に取り除いて廃止措置を進めていくということについて、役割を果たすことが大事であろうと思っています。

そういうことで、原子炉等規制法上は、福島第一は、これは我が国初めてですけれども、特定原子力施設として、通常の原子炉とは違った管理をしていくという規制をしていくということになって、一応、8月14日に東電から出された実施計画についての認可をしたわけですが、これはあくまでも、これが通常原発とかなんかですと、設置許可とかなんかというのが出ると、それで進むわけですが、この場合には、いろんな問題が、予見できない問題が起きてきますので、それに対する対処ということも含めて見直しを図っていくことにしています。

実は、最近、汚染水問題を契機として、規制委員会がもっと前に出るべきだという御意見がかなりあります。私自身は、これは福島第一のこういった状況を収めていくというのは、国民的課題であるし、国にとっても大事なことから、規制委員会としても、規制という枠組みを少し超えるかもしれないけれども、できるだけ協力するという、可能な限り協力するという姿勢でおりますけれども、国際的にみると、規制の独立は一体どこにいつているんだという、そういう御意見もございます。この辺のころ合いをどういうふうにするかというのは、日々悩んでいるところです。

汚染水対応については、ここに出したとおりですけれども、今回の汚染水の問題は二つありまして、タンクからの漏れと、海岸のほうの汚染水の漏れです。

タンクの問題は、これは一種のトラブルだと思いますので、これはそれなりの対応をすればいいということなんですけども、海側の漏れは、これは前々から私どもが指摘してしまして、実は、今、凍土壁を作るということは、非常にクローズアップされていますけれども、実は、これは溶けた燃料を、いかに上手に冷却をしていくかということと関係してきます。だから、水を使わないという状況ができるようになればいいわけですが、中に大量の放射能もありますし、燃料も溶けた形で、どうい

う形であるかわからないということですし、放射線のレベルも高いということですので、そういったことを総合的に考えながら、少しずつ進める以外にないというふうに思っています。

国民の目から見たら、多分そういうのに対して、もたもたしているとか、総理自身も非常に一生懸命やるということを行っているわけですが、実は、技術的にはかなり難しい問題だということ、私どもは認識しています。

これについては、どうするかというのは、多分そう遠くない時期に実施計画が出てくると思いますので、それについて、私どもなりにきちっと評価をして、その方向を確認していきたいと思っています。

その一方で、汚染水漏れと関係するのが環境モニタリングです。安倍総理が、コントロールされているとか、ブロックされているということがありましたけれども、今日の国会でも聴かれたんですが、一応、原発の港の外側での海水の濃度、あるいはその外側での、今、魚、カレイとか底魚と言われる一部について、ほんの一、二%、ときどき、規制基準のキログラム当たり100ベクレルを超えるようなものが、まだ少し出るみたいですが、それ以外は、ほとんど今は出ていなくなっているということがあります。

このモニタリングは私たちどもの所掌ですので、これをきちっとやっていきたいと思っています。

先日、IAEA（国際原子力機関）に行っても随分強く言われたし、天野事務局長からも言われたのですが、こちらからだけの一方的な発信では信用は得られないから、国際的な枠組みを作ってモニタリングをするべきだということで、今その準備を進めています。

それから、先ほど、事故の分析、事故調査については、柳田さんから詳しく御指摘いただきました。非常に、どう今後、進めるべきかということについては、随分御示唆をいただいたと思いますが、今、正直言います、これを本格的に別組織を作ってやるというだけの余力がないというのが正直なところでは。

ただ、今後、廃止措置が進む中で、事故原因がわからなくなることはないように、一つ一つ進めていきたいと思っています。かなり長期的な継続調査になると思いますので、一つ一つのことを明らかにしてまとめて、それをまた必要ならば規制に反映するという繰り返しをしていきたいというふうに思っています。

多分、外から見ると、先生方から見ると全然、今、規制委員会の取組は不十分であるというふうにお叱りを受けそうですが、これも、いろんなことがありまして、今はそういう状況にあるんですが、決してそれを軽視しているということではありませんので、そのことだけはお断りしておきたいと思っています。

それから、もう1点、福島これから忘れてはいけないのは、住民の問題です。事故から2年半たちましたが、約15万人の方が、まだ避難を余儀なくされています。

規制委員会のほうは、発足当初からこの問題を重視しまして、帰還の最大の妨げになっています放射線被ばくに対する懸念に応えるための検討を進めてまいりました。3月に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する健康管理のあり方について、提言を出したところです。

その翌日ですけれども、国の復興推進会議原子力災害対策推進本部会合において、避難指示の解除に向けて線量水準に応じて講ずるべききめ細かな防護措置の具体化等について、原子力対策本部で年内をめどに一定の見解を示すという方針が出されて、その検討を私どもに付託されました。

3月からずっと事務レベルで関係省庁を含めて検討してまいりまして、9月に入りましたけれども、更に福島県医師会とか有識者の方々、専門家の方の御協力も得て、今、最終的な詰めを行っているところです。

この提言は、避難されている住民も含めて、福島県の住民の方の懸念に応えられる提言にならなければいけないというふうに思っています。

そこに書きましたけれども、住民の懸念というのは、心配というのはたくさんあります。これにどこまで応えられるかということですが、放射線被ばくの問題だけではなくて、戻ったときの仕事の問題とか、町自体の機能が維持できるのかとか、そういったこともありますので、今、関係省庁としては、復興庁とか、それから除染関係を担当しています環境省、それに全般的な生活保障、支援をしている内閣府の生活支援チームとか、そういったところも含めて、今検討しています。

今の議論では、田畑の除染とか、田畑の扱いとか、農水省も関係するであろうというような話も出ております。

こういったところ、更に行政の縦割りを超えて、何とかいい提言をまとめて、年内には、国のほうでも一つの施策として出すということですので、それに間に合うように急いで検討を進めたいというふうに考えています。

以上です。

○池田長官 それでは、ただいま、「これからの福島」ということで、委員長から御説明申し上げましたが、最初のパート1と合わせて、何か御意見ございましたら。

畑村先生、どうぞ。

○畑村洋太郎氏 今日のこの会合で非常に大事な部分が、ここの話になるんじゃないかという気がします。

基本的には、みんなの関心が、発電所の中で起こったことに関心が全部集まってしまって、そこが

どんなからくりで起こったとか、どうやるべきだとか、何が危ないとかいう話がいっぱい出てきているわけですが、実際の事故の一番大きな事柄は何かというと、発電所の外側で起こっていることだというふうに、私には見えます。それは、もちろん中で起こっていることも大事ですが、外で起こっていることは物すごく影響が大きいんです。

先ほどの柳田先生の話で、震災関連死、福島関連死が1,000人ぐらいというのになっていたんですが、もうちょっと詳しく言うと、去年の9月で、震災関連死は1,100人を超えていて、今年の3月では1,300人を超えていて、結局半年の間に200人も、福島での震災関連死が増えているんです。

3月から、今9月ですから、今日で9月が最後だとすると、仮にまた200人も増えていたとすると、もう1,500人もこれで亡くなっている。

一番初めの事故が起こったときに、発電所の中では一人も死んでいないじゃないかという話があったように思うんですが、それに比べて、その人に聴いてみたいのは、外側で亡くなっている人の数を、どうあなたは考えていたんですかという質問をしたいくらいなんです。

これは、オフィシャルにオープンになっていることなのに、みんながこれをほとんど取り上げていないように思います。これの最大の理由は、それまで生活してきたところを突然、全く理不尽に引き離されてしまって帰れない状態がずっと続いているということに起因しているというふうに思います。

それで、そのことを考えたとなると、起こっている事故の大きさ、それから影響というのが、サイトの外側のところに起こっていることに、きちんとしたみんなの注目をそっちに移さないといけないんじゃないかという気がします。

まず、考えなければいけないのは、これがなぜ起こっているかということ、例えば、被ばくの問題とかそういうものが、何ミリシーベルトというのはいいいんですが、その数字のそこだけを取り上げて、人間が生きているということについては精神的ストレスというのが物すごく大きくて、そしてそれが、いろんな形であると人が死んでいくというのが起こっていて、チェルノブイリのときに、もうそれを学んでいたのに、全く日本がこれを学んでいなかったことだというふうに見えます。

今からでも、もう、遅いけれど、それでも見方を変えて、至急これがストレスから解放できるようなこと、それは何かということ、最後に帰還しなきゃいけないんですが、もう2年半も経っちゃっているんです。3年ぐらい経つと、若いほうの人は多分、私は帰らないんじゃないかというふうに思うんです。ですから、起こってすぐに、そのことに気がついて、3年以内に帰還できてしまうことが、どうやればできるかと考えるべきだったし、今からでもやるしか仕方がないんじゃないかというふうに思います。

それで、避難と除染と帰還を、至急考えなきゃいけないくて、基準を何ミリシーベルトでやるとか、それから、生涯の被ばくの量がいくらになるとどういうふうになるという、そっちの話のほうに視

点・重点を置くのではなくて、人が生きていくことについての大事さという別の視点で今見直さないと、取り返しがつかないんじゃないかという気がします。

そして、そのことを本当にやろうとすると、今の除染というのは、私から見ると、やるやると言っ
て、ほとんどできていないというふうに思っています。実際には、見に行けばわかるんですが、ほと
んどできていないんです。ですから帰れないんです。

そうだとすると除染の方法を変更しなきゃいけない、それは集める、運ぶ、それから、どこかに溜
めておくという、その考え方を基本的に改めるべきで、全部を集約するというをやらない、それ
から運ばない、とっておくということをやらないと、全部をひっくり返さないといけないというふう
に思います。

そうすると、除染方法は、その場所処理の深穴埋めしかないというふうに思います。今、全体でや
っていて、これでいいんだと決めてやっていること自身を根本的に変えないと、できないというふう
に思います。

そして、その中身自身は、既に、いろんな専門家が研究した中身で見ると、ほとんど完全にそのま
ま実現できるのに、そういう方向をとっていません。それは、みんなが一番心配しているセシウムは、
地表に落ちてきたときから土の粒子と結びついて、基本的には溶け出さないというふうになって、み
んなつかまっちゃっているのに、そのこと自身をみんなで取り上げて考えていないことです。

雨がうんと降ると、少しだけセシウム137が流れてくるというデータはあるんですが、それは小さな
土の微粒子が、水に乗って流れているからだけで、それがたまったところ以外の問題は全部区別して
考えないといけないんじゃないかというふうに思います。

それで、とにかくその場処理の深穴埋めを至急やらないと、もう戻れないまま時間が過ぎて、だめ
になるんじゃないかという気がします。

すごく大きな変更ですが、きちんとした知見を持っている人たちは、世界中みんな当たり前のこと
と思っているのに、日本はなぜやらないかというふうに思っています。ですから、みんなでこれ
を変える必要があります。そして、それをやるには、先ほどのサイトの中の汚染水の問題もそうです
が、汚染水の今回のような問題は、きちんと全部のプラントを考える人が、一人考えれば全部わかっ
たことが、ただ現実になっているだけで、あのときに考えられなかったというのは、僕は間違いだとい
うふうに思います。全部を考えれば、考えられたことです。しかし、考える人を作っていなかったん
です。ですから、一人で全体を全部考えてしまう人を、この規制庁は是非お作りいただきたいんです。
絶対に、それをやらないとうまくいきません。

それから、もう一つあるんですが、世界中の人が、この事故の、一体どうなのかというのを知りた

いのに、日本は自分から外に出かけて行って、きちんとこれを説明する努力を全く払っていないように見えるんです。外が物すごく心配しているときに、こちらから出かけて行ってきちんと説明するようなアクションは、多分、国としてどこもやらないんだとすると、先ほど委員長が言われたように、規制庁がやるのか規制委員会がやるのか僕にはよくわかりませんが、とにかく規制するところに付随する仕事として、世界中に情報発信を正確にするというのは、ここの仕事だと考える以外、しようがないんじゃないかという気がしますので、是非、それをお考えになるといいんじゃないかと思います。

以上です。

○池田長官 ありがとうございます。

それじゃ、船橋先生。

○船橋洋一氏 福島について、「原子力規制委員会、前へ」というふうに言いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、原子力災害、それは危機的な状況であるときに、原子力規制委員会・規制庁はファーストレスポnderにならざるを得ない、今まさにその状況にあると思うんですね。

福島の原発危機は終わっていないし、終わっていないどころか、技術的にも、先ほど委員長がおっしゃったように、非常に難しい問題が汚染水の問題がある。

しかも汚染水は、まだ序の口であって、避難の問題であるとか、除染の問題、それから廃炉の問題であるとか、国論を二分しかねないような非常に難しい課題に際して、原子力規制委員会の果たす役割というのは、決定的に重要だと思えますね。

ここで、今ここにある危機に対応できない原子力規制委員会であるということであれば、これはどんなに紙の上であれ、プロセスの中で法律的にも、様々な形で指針を作ったりいろいろしたとしても、これは国民の信頼を得ることはできない。ですから、今後の規制委員会・規制庁の信頼性という観点からも、福島が決戦場であるという意識を持っていただきたい、前へ出てほしいというふうに思います。

それから、先ほどの安心と安全の問題、これは私ども民間事故調では、今までの日本の原子力の、特に推進側というのは、住民、国民の小さな安心を買うことで、国全体、国民全体の大きな安全を犠牲にしたと、こういうような言い方で説明しております。

特に、先ほど田中委員長が、「お上」という言い方をされましたけども、私どもの分析も、まさにその点を指摘しております、特に原発立地自治体、県も含めて、これは、お上から安心まで保障してほしいというような、それを保障できるかのようなふりをしてきたという構造だったと思います。これは、ないんだということを明確にする。それから、原発の立地の自治体、県も含めてとの今後のいろんなやりとり、これは全て透明にするということが必要になるというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、先ほども触れました保安検査官が、いざというときに逃げたと。

これは、アメリカのNRCの場合は、レジデントインスペクターは、プラントの近くに家族と一緒に住む。事故が起こったときには、駆けつけると、家族は住民と同じような避難計画で逃げると、こういう決まりになっています。

大統領は、いざというときに、レジデントインスペクターと直接話すということで、日本のように、この間の福島のように、東電さん、今、現状はどうなっているんですかと御用聞きをして回るというような保安院、規制当局では、とても持たないわけです。ですから、そのようなリスクがあると、原災の、それから、いざというときには、国家公務員は現場にとどまって戦うんだというような覚悟と、これがあって初めて原子力を使うということが出来るわけで、それが十分でないということであれば、原子力を使う、そもそも資格もないというふうに言っても過言ではないというふうに思っております。

○浅岡美穂氏 委員長がおっしゃられたように、本当に頭を抱えてしまうという、とてもよくわかるところで、それくらい大変なことが福島のところには集約・集中しているわけですけれども、水処理の困難さというのも、多分原子炉をコントロールするのと変わらないぐらいとても工学的にも難しい、本来難しいことに結局手がつかないまま今日に至っていると思いますけど、日本の原発は、ほとんどみんな海沿いにあるわけですし、同じ問題を、ある意味で何が、原発災害、原発事故って何が起こるのかという、その問題に結局は、また戻って、そして今後の規制のあり方は、どうしたらいいのかというところにも生かしていくと、そういう意味でも非常に重要だと思います。

水などの問題も顕著ですけど、多分、原子力関係で考えてこられたような専門家とは違う領域の方々も、よほど協力しないと、これは専門的な対応ができない、それをどう汲み上げるかということがあると思うんですけど、そういう意味で、野村先生もおっしゃいましたが、かなり広範なところの専門家を、どうやって最もすぐれたものを集約できるか、それを採用していけるかというようなところでの委員会のリーダーシップというのは、非常に必要だと思います。

でも、何をとりましても、今の陣容でやれと言われて、どうするんだと、本当に、どなたがやられても、きっと思うのが現実だと思いますし、そういう意味で、じゃあ、やれることだけやるとなったのでは、せっかくやろうとしていることは、大変残念でありますので、ここは、そういうことが必要だという意味での声を上げて、政府にも対応してもらおうということ、そして政府の関係機関にも、どうしても控え目になりがちかもしれない部署なのですけど、少し出て行って、本当に安全の責任を持つのは我々であるから、それにこれが必要なんだからという訴えをしていっていただくというふうにすると、周辺もまた動いてくるかなと、本来、もっと政治的にやるべきことかもしれないのですけれども、実現しない状況の中では、そこをお願いしたいというふうに思います。

私自身は、水の問題にしましても、水俣の紛争にも若干かかわってきまして、非常に全てのプロセスが水俣を思い出してしまいます。昭和三十二、三年ごろ、本当に薄めて海に流せばわからないんだと、確かにそういうやりとりの中で、排水口を入れかえて、また海の中で希釈されてPPTで検出できるか、PPBがどうかとか、そんな議論をしていたときでありますけれど、そういうこともあわせて、何となく50年前をずっと思い出してしまうようなプロセスが、被災者への対応という点でも非常に浮かんできてしましまして、それを繰り返すことは本当にあってはならないと思いますので。

余り我々が力になってあげられることはとてもなくて恐縮なんですけど、ここは踏ん張っていただく。そのためには、もっと力を人の力を得られるように、お金も得られるように、そういうセールスをしっかりやっていただくということは、本当に不可欠ではないかと思います。

以上です。

○池田長官 ありがとうございます。

野村先生。

○野村修也氏 まず、汚染水の問題ですけども、確かに海側のトレンチの中に高濃度汚染水があるというのは、事故後すぐにわかっていたことですね。それがずっと放置されてきたというのは、なぜだったのかというのは、非常に悔やまれるところではありますけども、確かに委員長がおっしゃられたように、トレンチ内から海に出ているもの、これが深刻であることは確かだと思います。しかし、先ほど委員長が、タンクのほうは、ちょっとしたアクシデントのような形で捉えられたのは、ややどうかかなと思っているところがあります。

といいますのは、タンクの中にたまっているものも高濃度の汚染水なんですけども、これは、ある意味では、事故を拡大しているというふうに国民は見ていると思うんです。要するに、燃料棒に触れさせた放射性物質を含んだ水を、とにかくサイトの中に大量に積み増しをしているという状況は、事故がむしろ拡大しているように見えると、これをどうやって処理するのかということの道筋が見えなければ、例えば、竜巻がきたらこのタンクが倒壊するんじゃないかと思っている国民はたくさんいる。そこにどういうふうな対応策を講じるのかということは、とても大事なことだというふうに、私は思います。

そのときに重要なことは、トリチウムが残った汚染水を浄化した後の水は、海に流すんでしょ、これはおそらく。それをやっても、今度は浄化した後に残った他の放射性物質の塊、これは一体どうするのかということも、はっきりさせていただかないと、国民はそこもわかっているわけです。また、何も捨てる所を決めないで、ただ水だけの話をやっているのかというふうに思っていますので、ここもはっきりさせていただかなければいけないというふうに、私は思います。

それから、今、東電対応について危惧されるのは、依然として、役所として、東電から話を聴いて、呼びつけて話を聴いているという感じがするんです。行かなきゃだめなんだと思います。

要するに、東電のサイトに行って、一緒になってこの問題を解決するというように、手を伸ばしていかなきゃいけないんですが、どうも今は役所仕事の感じになってしまっていて、何かあれば東電から説明を受ける、東電を呼びつけるという話なんですけど、そのコミュニケーションで本当に真実が伝わっているのかどうかということも、国民は不安に思っているということだと思います。ですから、その部分を、是非、改善していただきたいということです。

それから、これは、ほかの先生方からも何度も出てはいますが、もうこの事故対応は、グローバルな形で事故対応をしていくということに覚悟を決めていただくことが必要で、外部から様々なアドバイスや、様々なサポートの支援の声が上がっていても、なかなかそれを取り入れていないというふうに見えるわけですね。そこをきちっとやるのが大事だと思います。

といいますのは、今後、我が国が、原子力政策をどうするのか、まだわかりませんが、仮に我が国が原子力から卒業していくことがあったとしても、諸外国の中には、日本海側に大量に原子力発電所を設置するだろうと思われる、予想される国もあるわけです。そういう中で、そこをよその国の原子力発電所だから、安全管理について日本人は何も発言できないという状況を作るのは、とても危ないことなわけですね。

そういう意味では、今の事故対応に、世界の声を招き入れることによって、将来の原子力発電所の世界の原子力発電所に発言権を持つということが大事だというふうに思うんです。今ここでブロックしていれば、それは主権国家ごとに安全管理をするんだから、口を出すなという形になって、私たちに何も知らされないまま、安全かどうかもわからない不安な日々を送ることになりかねないわけですから、そういう意味では、ここはある意味では世界で事故対応、安全管理というものは、共通にやっていくんだということの道筋を、日本が主導権をとってやらなきゃいけない、そのためには、この事故対応のところでその道筋を見せるということが何より大事なんじゃないかなというふうに、私は思います。

○池田長官 ありがとうございます。

柳田先生。

○柳田邦男氏 2点ほど捕捉させていただきます。

1点は、災害をどう見るかという点で、人間の被害、人間の災害という目で見ることの重要性が一つと、もう一つは、地域防災計画の作り方についてです。

1点の、人間の被害、人間の災害という目で原発事故を見るというのは、どういう意味かといいます

と、先ほどの視点の位置が、事業者や行政や、あるいは設計者から見ると、プラントの被害なり、プラントの破綻というところが前面に出てきて、その原因を調べたり対策を立てたりというんで、それに付随的に住民の被害というのがくっついてくるわけですが、原子力事故、あるいは原子力災害の特異性というのは、非常に広域にわたって、たくさんの人、何十万人という人が影響を受けたということ、避難を余儀なくされている人だけでも15万人いるとか。そういう問題であるわけです。

このキーワードとしての人間の被害というのを考えたとき、問題になるのは、対策の時間的余裕に序列があるということです。急がなきゃ人が死んでしまう、あるいはどんどん衰弱していくとか、あるいは人生を絶望して自殺するとか、そういう問題が起こってくる、これに対して工学的な対応というのは、ある意味で言えば、時間的ゆとりの中でやってもいいものもある。そうすると、全体の事故の捉え方の構図というのが、ここで委員長の発表のような手順で、事故のプラントの様子とか、あるいは汚染の様子とか、そして最後に住民の問題が出てくるというのは、こういうふうな枠組み、いうならば、報告書の目次序列みたいなものになるわけです。それと、全く時間軸で今度は問題の重要性というのを、序列を決めると、序列の順がかわってくるわけですね、現に先ほど申しあげましたように、原発事故関連死という問題を考えたときに、一日一人ずつ死んでいるわけです。これは100日たてば100人死ぬわけで、これは避けられない事実であるわけで、そうすると一日一日急がなきゃいけない問題は何なんだということで、対応の手順が変わってくるわけです。

参考までに、先ほど、畑村先生が全体で1,400人ぐらいになったといいますけれど、それと1,000人の関係はどうなのかというと、福島でも津波による避難者というのが、かなりいるわけで、相馬とかいわきとか、たくさんいるわけで、そういう津波に伴う避難者の関連死というものを除くと、1,000人弱ぐらいなんです。

いずれにしましても、福島の場合は、直接避難地域の人でなくても、間接的には、原発事故死に近いような形になっているわけで、余りそこを厳密に分けても意味がないかなと、1,000人と言おうが1,400人と言おうが、両方意味づけはあると思っております。

もう一つの、地域防災計画の件ですけれど、これは国、あるいは規制庁、あるいは中央防災会議も関係したような形で、基本方針なり枠組みを決めるのは、これはそのとおりなんですけれど、ただ、それを待っていたんでは、各地域の自治体が、それをどう対応するか、知識不足、経験不足、そのために立ち往生しているというのは現実なんです。自分で考えろというのは、言うは易く、しかし行うは難しで、そのために、一つの突破口として、いくつかのモデルケースみたいなものに取り組むのはどうかと思うんです。

どこかの地域の原発を中心としての周辺自治体、そこがどういうふうに地域防災計画を作っていく

か、それを規制庁と自治体が協力して、一つのモデルみたいなものを作ってみる。それによってほかの自治体に対する大きな刺激になり、窓を開くことになるのではないか。そういう作業をしないと、100日待ってもできてこないということになってしまうおそれがあるのではないか、そのことを一つ提言しておきたいと思うんです。

以上でございます。

○池田長官 大変ありがとうございました。

予定された時間も少し過ぎておるんですけれども、このあたりで、委員長、今のいろいろ御質問等に合わせて、まとめていただけると大変ありがたいのですが。

○田中委員長 今日は、ずっと短い、もっともっと時間をとってたくさんお話を伺いたいと思いますし、もっと議論を深めるべきだろうというのが率直な気持ちです。

私たちがなりに、実は、野村先生の御指摘もありますけれども、規制庁の職員も、私は変わったと思っています。それは、組織が変わったということと、人も変わるんですね。そういう点では、大いに変わりつつあると思いますし、もう一つ、コミッショナー、委員と規制庁とはもう少し緊張関係を持ってという、NRCとかほかの国はそうなんですけれども、今日本は、そういうぜいたくなことは言えないような状況で、外国の方にも指摘されているんですが、コミッショナーが、今は先頭になって走っていく時期ですということで、今は大目に見ていただいているところもありますので、そこは是非、御理解いただきたいと思います。

それから、一言で言うと、もっと規制委員会に対する期待が非常に大きいということかなと思います。実は、我々の実力から見ると、とって大きいことを、今日はたくさん負託されたような思いでいます。いろんな縛りもありますけれども、言わんとするところをよく汲み取って、できるだけのことをやっていきたいというふうに思っています。

それで、これは私自身が、ここに来るときからそうなんですけれども、資料は最後になりましたけど、福島県のサイト外の問題というのは、私にとっても、どっちかという、規制委員会・規制庁の中でも、思い入れが強過ぎるんじゃないかというぐらいのところがありますけれども、私は、福島の問題がきちっと片づけられないと、今後の我が国の原子力は、健全な形で進まないだろうというふうに思ってきましたし、今でもその気持ちは変わっていませんので、そういう意味できちっと取り組んでいきたいと思います。

取りとめのない話ですけれども、今日いただきました議論については、一つ一つよく整理して、また今後の私たちの取組に生かしていきたいと思います。それで、いつもいつもこういう形というのは、なかなか持てないかもしれませんが、是非、規制委員会なりのほうに、お時間がありましたら、

メールでも結構ですので、いろいろ御支援、苦言を含めて寄せていただければ幸いですので、
よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○池田長官 大変ありがとうございました。

それでは、以上で、本日の会合は終了させていただきたいと思います。

誠に長時間にわたり御参加賜り、大変ありがとうございました。

以上